

(仮称)秋田市子ども・子育て支援事業計画  
(案)

平成27年2月

秋 田 市

(裏面白紙)

# 目 次

## 第1部 総論編

### 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の目的	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
6	秋田市子ども・子育て未来プランの実施状況	3

### 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	少子化の進行	6
2	未婚化・晩婚化の進行	8
3	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から	10

### 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	15
2	基本目標と施策体系	16
3	進行管理と推進体制	22

## 第2部 各論編

### 第1章 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

1	質の高い教育・保育の提供	23
2	地域における子育て支援の充実	37
3	放課後児童対策の充実	44

### 第2章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	47
2	食育の充実	51
3	小児医療等体制の充実	53

第3章	次代を担う子ども・若者の育成支援の充実	
1	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	5 5
2	家庭や地域の教育力の向上	6 1
3	青少年健全育成活動の推進	6 6
4	次代の親の育成	6 8
第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進	
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	7 1
2	社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進	7 3
第5章	安全・安心な生活環境の整備	
1	子どもの安全確保	7 5
2	子育てを支援する生活環境の整備	7 8
第6章	子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援	
1	児童虐待防止対策の充実	8 1
2	ひとり親家庭の自立支援の充実	8 3
3	障がい児等に対する支援の充実	8 4
4	社会参加に困難を有する子ども・若者への支援	8 8
5	子育てに係る経済的支援の充実	8 9

### 第3部 資料編（省略）

# 第 1 部 總 論 編

(裏面白紙)

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化が急速に進んでおり、平成24年の合計特殊出生率は1.41と前年より若干上昇し微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっています。本市も例外ではなく、同年の合計特殊出生率は1.25と、全国水準よりもさらに低い状況です。

また、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は厳しくなっており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担、孤立感を持つ家庭も少なくなく、共働き家庭の増加などにより、仕事と子育ての両立も困難な状況にあります。

このような課題に対応し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会を実現していくためには、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いのしくみが必要とされ、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等を目的とする子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。また、次世代育成支援対策推進法の期限も平成36年度まで延長されています。

本市では、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）で示されている『社会全体で子どもを育む』という本市子ども・子育て支援の方向性のもと、平成22年3月に「秋田市次世代育成支援行動計画後期計画子ども・子育て未来プラン」（以下、「子ども・子育て未来プラン」という。）を策定し、病児対応型の病児・病後児保育の専用施設の整備など、必要に応じて内容の充実を図りながら、総合的かつ計画的な次世代育成支援対策に取り組んできました。平成23年度から4年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成するなどの成果も上がってきています。

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現には、引き続き、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「（仮称）秋田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を初めとして、子ども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、平成22年3月に子ども・子育て未来プランを策定し、次世代育成支援対策を推進してきましたが、子ども・子育て支援法の成立に伴い、市町村における行動計画の策定は任意化され、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされました。

子ども・子育て未来プランに基づく取組は、今後の子ども・子育て支援の推進にあたって、引き続き、重要な役割を担うものです。

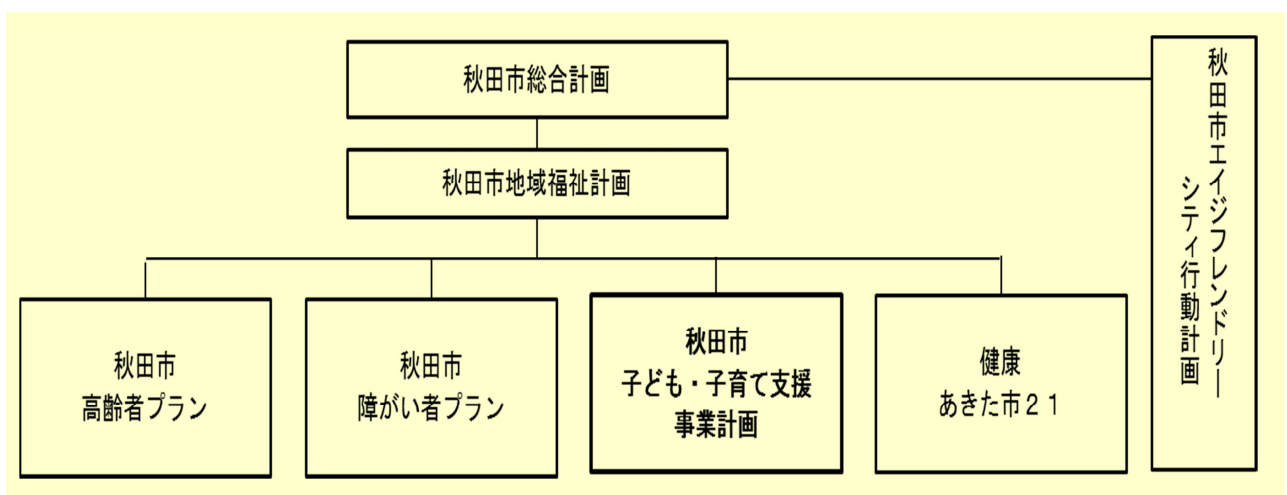
したがって、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画としても位置づけ、一体的に策定するものとします。

### (2) 「秋田市子ども条例」との関係

本計画は、秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画(以下「秋田市子ども条例推進計画」という。)としても位置づけます。

### (3) 市の関連計画との関係

本計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。





### 3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

### 4 計画の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとします。

### 5 計画の対象

本計画は、「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

### 6 秋田市子ども・子育て未来プランの実施状況

子ども・子育て未来プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ~みんなで育むかがやく笑顔~」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた 5 つの基本目標に沿って、38 の施策、177 の取組・事業を展開してきました。38 施策のうち、特に重点的に進める必要がある 14 施策については、重点施策として設定しています。

施策および取組・事業の実施状況を見ると、設定目標に対して、6 割以上が目標達成又はほぼ達成となっており、全体として一定の成果を上げているものと評価されます。

一方で、目標達成に至らず改善が必要な取組もあることから、これまでの実施状況や課題等を踏まえ、内容の見直しを図っていく必要があります。

各施策および取組・事業の実施状況等の概要は、次のとおりです。

#### (1) 評価基準

施策および取組・事業の目標値に対する達成状況は、次の基準により評価しました。

S	目標達成
A	目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの（達成率 80～100%未満）
B	目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの（達成率 50～80%未満）
C	目標達成できず、改善が必要なもの（達成率 50%未満）

事業廃止・関係データ未確定等により、評価不可となった項目は「-」で表します。

## (2) 施策の達成状況

施策の達成状況は、S評価が12項目、A評価が11項目、B評価が5項目、C評価が8項目となっており、おおむね順調な実施状況となっています。

基本目標	施策数	S	A	B	C	-
1 親子の心身の健康確保	9	1	4	1	2	1
2 地域の子育ての支援	5	2	1	1	1	0
3 次代の親の育成	11	3	5	2	1	0
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	7	2	1	0	3	1
5 安全安心な生活環境の整備	6	4	0	1	1	0
合計	38	12	11	5	8	2

重点施策14 施策の達成状況には、S評価が4項目、A・B・C評価が各3項目となっています。C評価の3項目は、内容の見直しなど改善を図った上で、さらなる取組が必要です。

施策名	評価
乳幼児保健の充実	-
児童虐待防止対策の充実	B
保育環境の整備	B
子育て支援サービスの充実	A
放課後児童対策の充実	S
豊かな心の育成	B
特別な支援を要する子どもへの支援	A
若者の自立支援	A
若者同士の交流機会の拡大	S
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	C
待機児童の解消	S
社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり	C
子どもの安全確保	C
子育て家庭に配慮した市営住宅等の整備	S

## (3) 取組・事業の達成状況

各取組・事業の達成状況は、S評価が78項目、A評価が37項目、B評価が28項目、C評価が14項目となっており、こちらもおおむね順調な取組状況となっています。C評価となった14項目については、基本目標3および4で比較的多くとなっており、課題等を踏まえ、内容の見直しを図ります。

基本目標	取組・事業数	S	A	B	C	-
1 親子の心身の健康確保	49	17	9	14	3	6
2 地域の子育ての支援	33	19	9	3	0	2
3 次代の親の育成	56	24	14	7	5	6
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	21	7	2	3	4	5
5 安全安心な生活環境の整備	18	11	3	1	2	1
合計	177	78	37	28	14	20

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

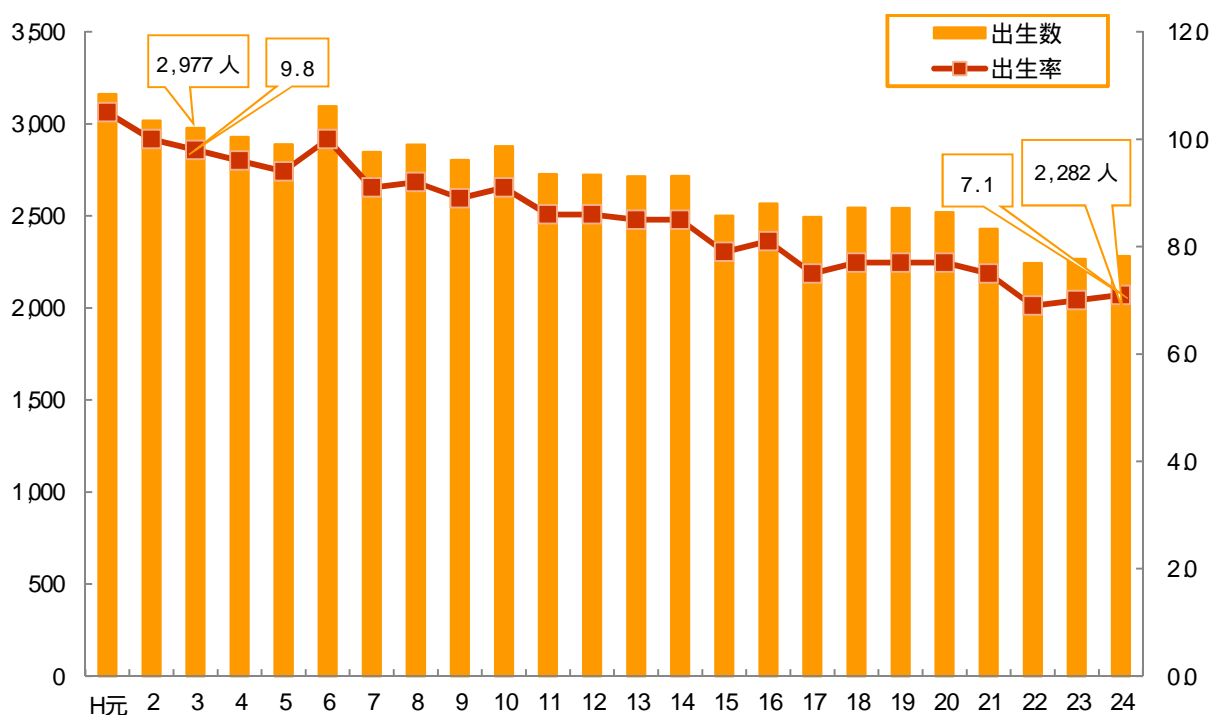
### 1 少子化の進行

#### (1) 出生数と出生率の推移

平成24年の本市の出生数は2,282人で、前年の2,265人より17人増加し、出生率（人口千対）は7.1で、前年の7.0を0.1ポイント上回っています。

出生数は、平成3年に3,000人を割り込み、平成21年以降は、2,500人以下で推移し、出生率も低下傾向が続いています。

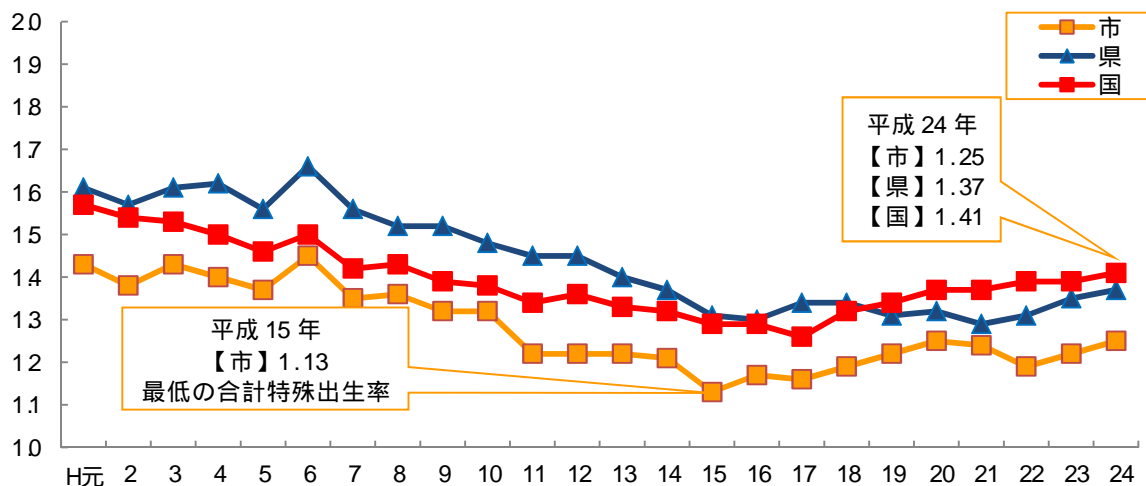
本市の出生数と出生率の推移（平成元年～平成24年 「人口動態統計」より）



## (2) 合計特殊出生率の推移

平成 24 年の合計特殊出生率は 1.25 で、前年の 1.22 を 0.03 ポイント上回り、3 年連続で上昇していますが、依然として「人口置換水準」(平成 24 年 2.08)を大きく下まわる状況が続いており、全国および秋田県と比較しても低い水準となっています。

合計特殊出生率の推移 (平成元年～平成 24 年 「人口動態統計」より)

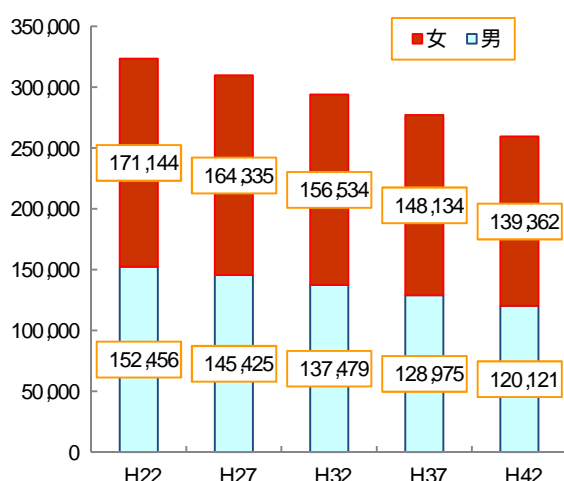


## (3) 将来推計人口

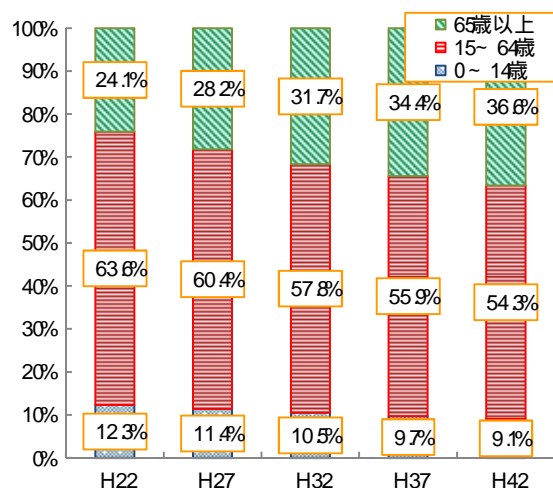
「秋田市の将来推計人口 (平成 24 年 11 月推計)」によると、平成 42 年の本市の総人口は、26 万人程度になると予測されています。

年齢 3 区分別人口の比率は、平成 22 年においては、年少人口(0～14 歳)が 12.3%、生産年齢人口(15～64 歳)が 63.6%、老年人口(65 歳以上)が 24.1%となっているものが、平成 42 年には、年少人口が 9.1%、生産年齢人口が 54.3%、老年人口が 36.6%になると予測されています。年少人口および生産年齢人口は減少傾向が続く一方、老年人口は一貫して増加し、少子高齢化が一層進む見込みです。

総人口の推移



年齢 3 区分別割合の推移

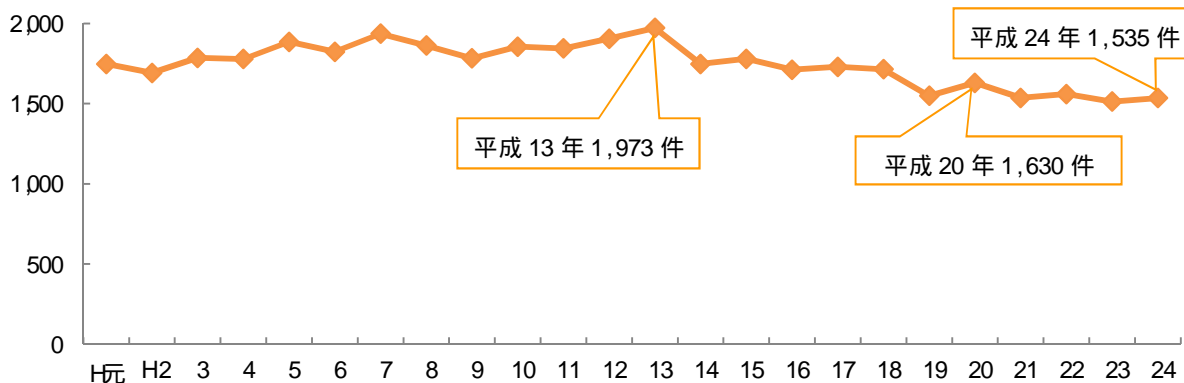


## 2 未婚化・晩婚化の進行

### (1) 未婚化の進行

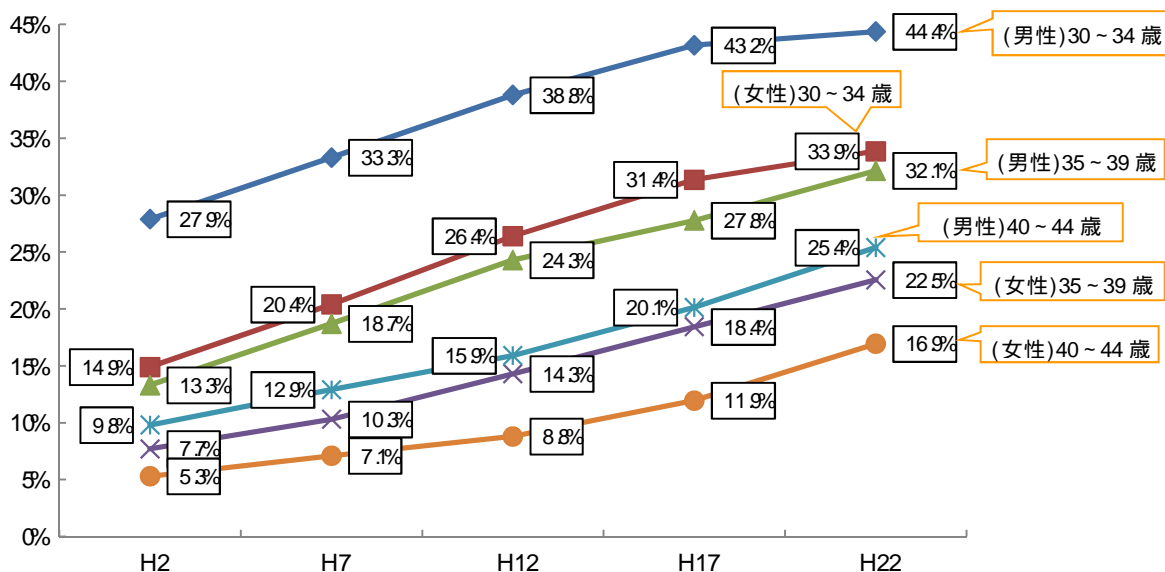
本市の婚姻件数は、第2次ベビーブーム以降続いていた減少傾向が、平成元年からは緩やかな増加傾向に転じたものの、その後、再び減少傾向にあります。平成24年は1,535件で、前年の1,513件より22件増加しています。

婚姻件数の推移（秋田市 「人口動態統計」より）



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、平成22年は、30～34歳では、男性が44.4%、女性が33.9%、40～44歳では、男性が25.4%、女性が16.9%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が急速に進行しています。

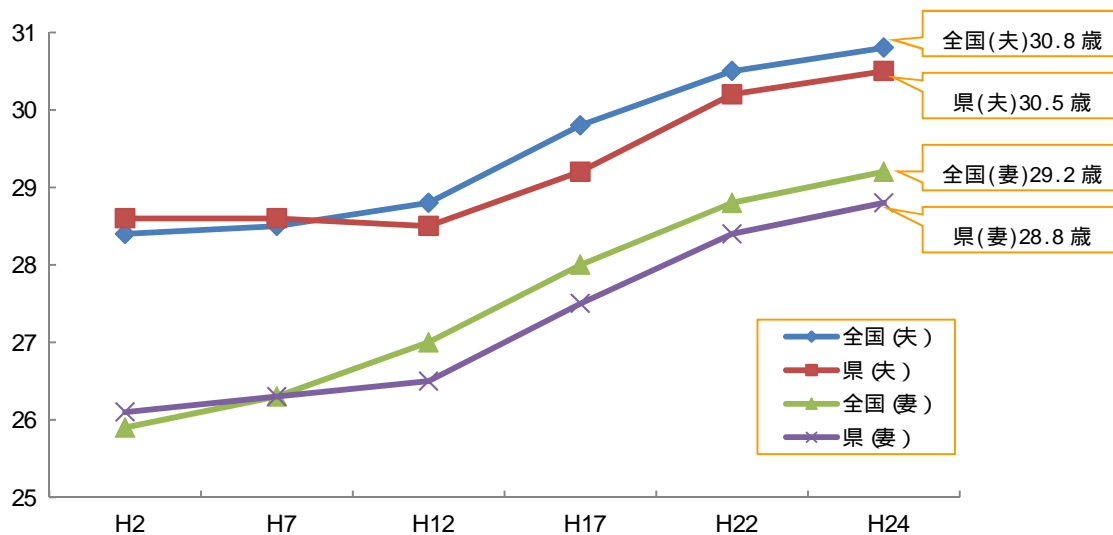
年齢階級別の未婚率の推移（秋田市 「国勢調査」より）



## (2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様、年々上昇傾向にあり、平成24年では、夫が30.5歳、妻が28.8歳となっており、本市も同様の状況にあるものと考えられます。

平均初婚年齢（全国・秋田県 「人口動態統計」より）



### 3 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から

本計画の策定にあたって、基礎的なデータを収集することを目的として、平成 25 年 11 月に「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。本調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関する設問のほか、平成 20 年に実施した「秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査」と同様に、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

#### (1) 調査の概要

	就学前児童の親	小学校児童の親
対象者数	2,125 件	1,875 件
回収数	1,033 件	972 件
回収率	48.6%	51.8%
調査方法	郵送にて配布・回収	

#### (2) 子育てに関する意識

「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか」については、前回調査(平成 20 年)と比較して、就学前児童の親で「ある」と答えた割合はほぼ変わらないものの、小学校児童の親では減少しています。

「子育てに関しての不安感や負担感」については、「非常に感じる」と答えた割合は、前回調査と比較して、就学前児童の親はほぼ同率、小学校児童の親では減少しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の親では、「子どもを叱りすぎている気がする」「食事や栄養に関すること」「子育てで出費がかさむこと」が上位を占め、小学校児童の親では、「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」などが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、親が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支援していく取組を推進していくことが必要です。



ゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間はありますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
ある	41.1%	41.8%	41.3%	36.7%
時々ある	35.7%	39.3%	36.0%	38.5%
あまりない	19.6%	15.9%	19.1%	21.5%
全然ない	3.0%	2.0%	1.8%	2.5%

子育てに関しての不安感や負担感などについてどのように感じていますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
非常に感じる	15.0%	15.0%	16.2%	13.0%
ときどき感じる	60.6%	63.3%	59.0%	57.9%
あまり感じない	19.2%	17.6%	19.4%	23.6%
全く感じない	3.3%	3.0%	2.8%	3.2%
その他	0.7%	0.1%	0.3%	0.3%

子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなことですか（複数）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
病気や発育・発達に関すること	34.4%	29.0%	23.9%	47.0%
食事や栄養に関すること	30.8%	37.5%	19.1%	49.8%
育児の方法がよくわからないこと	6.7%	9.9%	-	-
子どもとの接し方に自信が持てないこと	17.0%	22.5%	13.5%	30.5%
子どもとの時間を十分にとれないこと	27.5%	31.1%	19.8%	28.4%
子どもが言うことをきかないこと	21.4%	24.0%	-	-
話し相手や相談相手がいないこと	7.0%	6.2%	5.6%	4.6%
自由な時間が持てないこと	33.7%	34.8%	13.8%	19.2%
子どもの教育に関すること	22.5%	28.7%	43.7%	42.4%
子どもの友だちづきあいに関すること	16.7%	17.9%	32.3%	27.4%
登園拒否等に関すること	1.7%	17.9%	2.8%	2.8%
家族の協力が少ないこと	10.3%	12.6%	9.2%	7.3%
幼稚園や保育所に、希望した時期に入れないこと	10.3%	4.3%	-	-
子どもを叱りすぎている気がする	40.7%	41.9%	32.4%	31.4%
子育てに関して家族と意見が合わないこと	7.9%	8.3%	7.8%	6.7%
自分自身が子どもを虐待しているのではないかということ	5.0%	4.5%	2.3%	1.5%
家族が子どもを虐待しているのではないかということ	0.5%	0.6%	0.0%	0.3%

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H20年	H25年	H20年	H25年
住居が狭いこと	17.2%	12.6%	11.2%	11.9%
子育てで出費がかさむこと	48.8%	35.2%	50.8%	35.4%
その他	7.7%	5.3%	3.8%	5.3%

### (3) 母親の就労状況

#### ア 母親の現在の就労状況

就学前児童の親では、「フルタイム就労中」が最も多く、次いで「現在就労していない」となっています。小学校児童の親では、「パート等で就労中」が最も多く、次いで「フルタイム就労中」となっています。

##### 母親の現在の就労状況

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
フルタイム就労中	35.8%	34.6%
フルタイム就労中（産休・育休・介護休業中）	4.3%	0.9%
パート・アルバイト就労中	20.3%	37.8%
パート・アルバイト就労中（産休・育休・介護休業中）	1.1%	0.2%
以前就労していたが、現在就労していない	34.0%	21.3%
就労したことがない	3.2%	3.4%
無回答	1.3%	1.8%

#### イ 今後の就労希望

就学前児童の親では、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」という将来的な希望が多くなっていますが、小学校児童の親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっており、「子育てや家事に専念したい」という希望も一定の割合があります。

また、就労を希望する時期としては、就学前児童の親では「3～5歳」が最も多く、幼稚園や保育所等への入所のタイミングでの就労希望が強いと考えられます。

##### 現在就労していない母親の今後の就労希望

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	22.4%	33.3%
1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい	34.9%	20.0%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	27.3%	33.3%
無回答	15.4%	13.4%

## 「子どもがある程度大きくなったら就労したい」母親の希望する時期

選択肢	就学前児童の親	小学校児童の親
1～2歳	6.7%	2.1%
3～5歳	43.3%	6.3%
6～8歳	36.5%	22.9%
9～11歳	8.2%	23.0%
12歳以上	0.7%	41.6%
無回答	4.6%	4.1%

## (4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では、「取得した（取得中）」が34.6%、「取得していない」が17.0%、「働いていなかった」が47.1%となっており、「取得していない」理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり苦しくなる」「子育てや家事に専念するため退職した」の順に多くなっています。

小学校児童の母親では、「取得した（取得中）」が19.8%、「取得していない」が20.4%、「働いていなかった」が58.1%となっており、「取得していない」理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「子育てや家事に専念するため退職した」「収入減となり苦しくなる」の順となっています。

また、父親の「取得した（取得中）」割合は、就学前児童で1.5%、小学校児童で0.4%と極めて低い数字となっています。

仕事と子育ての両立が厳しい状況が依然として続いており、職場全体でのワーク・ライフ・バランス意識の醸成を進め、仕事と子育ての両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりなどに一層取り組んでいく必要があります。

## 母親の育児休業の取得状況

選択肢	就学前児童の母親	小学校児童の母親
取得した（取得中である）	34.6%	19.8%
取得していない	17.0%	20.4%
働いていなかった	47.1%	58.1%
無回答	1.3%	1.7%

## 「育児休業を取得していない」理由（複数）

選択肢	就学前児童	小学校児童
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	30.7%	28.8%
仕事が忙しかった	14.8%	15.7%
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	9.7%	7.1%
仕事に戻るのが難しそうだった	11.4%	9.1%

選択肢	就学前児童	小学校児童
昇給・昇格などが遅れそうだった	1.1%	1.5%
収入減となり、経済的に苦しくなる	27.3%	18.7%
保育所などに預けることができた	15.3%	16.2%
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0%	1.0%
配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった	6.8%	7.6%
子育てや家事に専念するために退職した	25.6%	25.8%
職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	19.9%	14.1%
有期雇用のため取得要件を満たさなかった	3.4%	4.0%
取得できることを知らなかった	0.6%	3.0%
産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した	1.7%	2.0%
その他	15.9%	10.6%

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、これまで、子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした「子ども・子育てプラン」に基づき、次世代育成支援対策を総合的に推進してきました。

本計画においても、子ども・子育て未来プランの基本理念を継承し、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

#### 支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～ みんなで育むかがやく笑顔 ～

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生み育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかななくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望めます。

そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生み育てられる環境を整えていきながら、わたしたちみんなで「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していくことが必要です。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かで健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということ「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

## 2 基本目標と施策体系

### (1) 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の6項目を基本目標として定め、各般の施策を推進します。

#### 基本目標1 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスの充実を図り、すべての子どもに対して良質な成育環境を保障します。

#### 基本目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健施策の充実など、妊娠・出産期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### 基本目標3 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や結婚等を支援し、次代の親の育成に取り組みます。

#### 基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

#### 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

#### 基本目標6 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援

児童虐待への対応や障がいのある子どもへの支援など、子ども・若者とその家庭に対するきめ細かな支援に取り組みます。

また、各種手当や医療費助成等による経済的支援の充実にも努めます。

## (2) 施策体系

基本理念と6つの基本目標を達成するため、19の基本施策を定め、施策別に具体的な取組・事業を推進します。本計画では、子ども・子育て支援新制度に基づく施策のほか、子ども・子育て未来プランから継承する施策も加えた体系としています。

## 【秋田市子ども・子育て未来プラン体系表】

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課	子ども条例
1 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供	1-1 質の高い教育・保育の提供	1 施設型給付・地域型保育給付	子ども育成課	7,8条関係
		2 休日保育事業	子ども育成課	7,11条関係
		3 公立保育所の民間移行	子ども育成課	7条関係
		4 へき地保育所の運営の安定化	子ども育成課	7条関係
		5 認定保育施設助成事業	子ども育成課	7,11条関係
		6 保育所における教育の充実	子ども育成課	11条関係
		7 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	学校教育課	11条関係
	1-2 地域における子育て支援の充実	1 利用者支援事業	子ども未来センター	7,12条関係
		2 延長保育事業	子ども育成課	7,11条関係
		3 放課後児童健全育成事業	子ども育成課	7,11条関係
		4 子育て短期支援事業	子ども総務課	7,11条関係
		5 乳児家庭全戸訪問事業	子ども健康課	8条関係
		6 養育支援訪問事業	子ども未来センター	9条関係
		7 地域子育て支援拠点事業	子ども未来センターほか	7,12条関係
		8 一時預かり事業	子ども育成課	7,11条関係
		9 病児保育事業	子ども育成課	7,11条関係
		10 ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来センター	12条関係
		11 妊婦健康診査	子ども健康課	8条関係
		12 在宅子育てサポート事業	子ども育成課	12条関係
		13 保育所在宅子育て支援事業	子ども育成課	12条関係
		14 地域子育て支援ネットワーク事業	子ども未来センター	12条関係
15 子育て支援情報の提供		子ども未来センター、子ども総務課	12条関係	
1-3 放課後児童対策の充実	1 放課後児童健全育成事業【再掲】	子ども育成課	7,11条関係	
	2 放課後子ども教室推進事業	子ども育成課	7,11条関係	
	3 児童厚生施設整備事業	子ども育成課	7,11条関係	

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課	子ども条例
2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	2-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	1 妊産婦健康診査【再掲】	子ども健康課	8条関係
		2 両親学級	子ども健康課	8条関係
		3 妊産婦相談	子ども健康課	8条関係
		4 乳幼児健康診査	子ども健康課	8条関係
		5 経過観察クリニック	子ども健康課	8条関係
		6 健康教育・健康相談	子ども健康課	8条関係
		7 母子の訪問指導	子ども健康課	8条関係
		8 むし歯予防教室	子ども健康課	8条関係
		9 育児相談	子ども健康課	8条関係
		10 秋田市親子よい歯のコンクール	子ども健康課	8条関係
		11 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	子ども健康課	8条関係
		12 幼児フッ化物塗布事業	子ども健康課	8条関係
		13 幼児発達支援事業	子ども健康課	8条関係
		14 予防接種事業	健康管理課	8条関係
	2-2 食育の充実	1 離乳食教室	子ども健康課	8条関係
		2 幼児食教室	子ども健康課	8条関係
		3 マタニティ食生活講座	子ども健康課	8条関係
		4 保育所の給食を通じた食育支援	子ども育成課	11条関係
		5 保育所調理師クッキング教室の実施	子ども育成課	11条関係
		6 学校等における食育の推進	学校教育課	11条関係
	2-3 小児医療等体制の充実	1 市立秋田総合病院における小児科初期診療部門の周知	子ども総務課	8条関係
2 未熟児養育事業（医療の給付）		子ども健康課	8条関係	
3 小児慢性特定疾病支援事業		子ども健康課	8条関係	



基本目標	基本施策	取組・事業	担当課	子ども条例
3 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実	3-1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	1 動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供	大森山動物園	11条関係
		2 社会教育施設を活用した体験活動機会の提供	生涯学習室	12条関係
		3 保育士体験事業の受入れ	子ども育成課	5,6,11条関係
		4 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	学校教育課	11条関係
		5 子どもの読書活動の推進	中央図書館明徳館	5,6,11条関係
		6 子ども読書活動推進事業	中央図書館明徳館	5,6,11条関係
		7 ブックスタート推進事業	子ども育成課	8,11条関係
		8 精神保健福祉相談・教育事業	健康管理課	8条関係
		9 スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	11条関係
		10 「心の教室相談員」配置事業	学校教育課	11条関係
		11 思春期講座	子ども未来センター	4,8,11条関係
		12 小学校フック物洗口事業	学事課	8条関係
		13 小・中学校情報教育環境の整備	学事課	11条関係
		14 学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校教育課	11条関係
		15 学校評議員活用事業	学校教育課	11条関係
		16 通学区の弾力化	学事課	11条関係
	3-2 家庭や地域の教育力の向上	1 児童家庭相談、女性相談	子ども未来センター	10条関係
		2 家庭教育相談事業	生涯学習室	10条関係
		3 乳幼児学級等	生涯学習室	10条関係
		4 家庭教育学級	生涯学習室	10条関係
		5 親のためのセミナー	女性学習センター	10条関係
		6 放課後子ども教室推進事業【再掲】	子ども育成課	7条関係
		7 子ども会世話人の活動支援	子ども育成課	12条関係
		8 子ども会活動の表彰	子ども育成課	6条関係
		9 世代間交流事業	生涯学習室	12条関係
		10 老人保健福祉月間における小学生の取組	長寿福祉課	5,6条関係
		11 幼児スポーツ教室	スポーツ振興課	8条関係
		12 総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成	スポーツ振興課	12条関係
		13 スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課	8条関係
		14 学校体育施設の開放事業	スポーツ振興課	12条関係
		15 民生委員・児童委員活動推進事業	福祉総務課 地域福祉推進室	12条関係
	3-3 青少年健全育成活動の推進	1 情報モラル指導の充実	学校教育課	11条関係
		2 環境浄化活動	少年指導センター	9条関係
		3 街頭巡回指導	少年指導センター	9,11条関係
		4 少年相談活動	少年指導センター	8条関係
		5 青少年健全育成広報活動	少年指導センター	9条関係
		6 地区少年指導委員会活動	少年指導センター	8条関係
	3-4 次代の親の育成	1 若年者就業支援事業	商工労働課	-
		2 若年者正規雇用促進事業	商工労働課	-
		3 あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援	子ども総務課	-
		4 男女共生意識の啓発	市民協働・ 地域分権推進課	4,10条関係
		5 父親の育児参加の啓発	子ども未来センター	10条関係
		6 両親学級【再掲】	子ども健康課	8条関係

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課	子ども条例
4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	子ども総務課	10,12,13条関係
		2 育児休業制度等の周知および啓発	商工労働課	13条関係
		3 積極的に取り組む企業の社会的評価	子ども総務課	13条関係
		4 男女共生意識の啓発【再掲】	市民協働・地域分権推進課	4,10条関係
	4-2 社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進	1 子育てにやさしい施設の認定	子ども総務課	12条関係
		2 地域保健・福祉活動推進事業	福祉総務課 地域福祉推進室	12条関係
		3 地域子育て支援ネットワーク事業【再掲】	子ども未来センター	12条関係
		4 在宅子育てサポート事業【再掲】 (お出かけプラン)	子ども育成課	12条関係
5 安全・安心な生活環境の整備	5-1 子どもの安全確保	1 まちあかり・ふれあい推進事業	生活総務課	12条関係
		2 防犯活動の推進	生活総務課	9,12条関係
		3 秋田市立小学校警備事業	学事課	9条関係
		4 秋田っ子まもるメールの配信	学事課	9条関係
		5 スクールガード養成講習会の実施	学事課	9条関係
		6 通学時における安全確保と適切な指導	学事課	9条関係
		7 被害を受けた子どもへの対応	学校教育課	11条関係
		8 各種防災訓練の拡充	防災安全対策課	9条関係
		9 交通安全教育事業	交通政策課	9条関係
		10 交通安全普及・啓発事業	交通政策課	9条関係
	5-2 子育てを支援する生活環境の整備	1 人にやさしい歩道づくり事業	道路建設課	9条関係
		2 公園のバリアフリー化	公園課	9条関係
		3 公園遊具施設長寿命化等整備事業	公園課	9条関係
		4 土崎駅、新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺地区のバリアフリー化	都市計画課	9条関係
		5 既設市営住宅建替事業	住宅整備課	9条関係
6 市営住宅優先入居制度		住宅整備課	9条関係	
7 子育てにやさしい施設の認定【再掲】		子ども総務課	12条関係	

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課	子ども条例
6 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援	6-1 児童虐待防止対策の充実	1 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）	子ども未来センター	9条関係
		2 児童家庭相談	子ども未来センター	9条関係
		3 養育支援訪問事業【再掲】	子ども未来センター	9条関係
		4 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	子ども健康課	8,9条関係
	6-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	1 ひとり親家庭自立支援事業	子ども総務課	8条関係
		2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども総務課	8条関係
		3 児童扶養手当支給事業	子ども総務課	8条関係
	6-3 障がい児等に対する支援の充実	1 障がい児通所支援	障がい福祉課	7,8条関係
		2 日中一時支援事業	障がい福祉課	7条関係
		3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供	障がい福祉課	7,8条関係
		4 各種サービスの情報提供	障がい福祉課	8条関係
		5 障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	8条関係
		6 公立保育所障がい児保育事業	子ども育成課	7条関係
		7 私立保育所等障がい児保育事業	子ども育成課	7条関係
		8 保育士サポート研修	子ども育成課	7条関係
		9 放課後児童健全育成事業【再掲】	子ども育成課	7,8条関係
		10 小・中学校就学奨励事業	学事課	11条関係
		11 小・中学校特別支援学級新設経費	学事課	11条関係
		12 特別支援教育推進事業	学校教育課	11条関係
		13 すこやか障がい児療育支援事業	障がい福祉課	8条関係
6-4 社会参加に困難を有する子ども・若者への支援	1 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業	学校教育課	11条関係	
	2 若者自立支援事業	子ども総務課	11条関係	
6-5 子育てに係る経済的支援の充実	1 乳幼児・小学生の医療費助成	子ども総務課	8条関係	
	2 特定不妊治療費助成事業	子ども健康課	8条関係	
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【再掲】	子ども総務課	8条関係	
	4 児童扶養手当支給事業【再掲】	子ども総務課	8条関係	
	5 認定等保育施設保育料助成事業	子ども育成課	7条関係	
	6 すこやか子育て支援事業	子ども育成課	7条関係	
	7 幼稚園就園奨励事業	子ども育成課	11条関係	
	8 幼稚園預かり保育料助成事業	子ども育成課	11条関係	
	9 修学一時資金緊急支援金交付事業	福祉総務課	-	
	10 ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	子ども未来センター	8条関係	
	11 児童手当支給事業	子ども総務課	8条関係	

### 3 進行管理と推進体制

#### (1) 本事業計画の評価

##### ア 取組・事業の評価

毎年度、基本施策ごとの具体的な取組・事業について、進捗状況や課題・改善点等を踏まえ、評価します。

##### イ 基本施策の評価

計画期間の中間年度である平成 29 年度および最終年度である平成 31 年度に、各取組・事業の進捗状況や、課題・改善点等を踏まえ、基本施策について評価を行います。

##### ウ 計画全体の評価

計画期間の最終年度に、取組・事業および基本施策の進捗状況等を踏まえ評価します。

##### エ 意識調査

利用者の視点から評価するため、計画期間の中間年度および最終年度に意識調査を実施します。

#### (2) 推進体制

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）」および「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」において、毎年度、本事業計画の進捗状況や課題・改善点等を踏まえて評価を行い、その結果を公表します。

## 第 2 部 各 論 編

(裏面白紙)

## 第1章 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

### 基本目標 1

質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスの充実を図り、すべての子どもに対して、良質な成育環境を保障します。

#### 1 質の高い教育・保育の提供【施策1-1】

##### 現状と課題

本市では、「子どもを生み育てやすい環境づくり」の実現に向け、子育て支援の充実に努めてきました。なかでも、待機児童の解消に向けては、計画的な施設整備等を行い、平成23年度から4年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。子ども・子育て支援新制度では、このような「量の拡充」とあわせて「質の向上」も図ることにより、すべての子どもの健やかな成長を目指すこととされています。幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、本市においても、地域のニーズに応じて、質の高い教育・保育を総合的に提供していく必要があります。

##### 施策の方向性

幼児期における教育・保育の量の拡充と質の向上を進め、教育・保育環境の充実を図ります。

##### 取組・事業

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、本計画に記載する教育・保育の量の見込み(必要利用定員数)と提供体制の確保内容・実施時期を設定する単位として、地理的条件や人口等の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、市町村が定めることとなっています。

本市では、平成17年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」以降、市域を「中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和」の7地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた「地域別整備方針」が定められています。この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっていることから、教育・保育提供区域は、この7区域とします。

区域割

中央	大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、泉（JR線西側）、千秋、中通、南通、檜山、茨島、八橋
北部	寺内、外旭川、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北、前記以外の土崎港、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城
西部	新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜
東部	東通、手形、手形（字）、手形山、泉（JR線東側）、旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、広面、柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、下北手、太平
南部	牛島東、牛島西、牛島南、卸町、大住、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、上北手、山手台
河辺	岩見三内、和田、戸島
雄和	川添、種平、戸米川、大正寺

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めます。

量の見込みは、「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における人口推計等を踏まえ、認定区分（ ）ごとに設定しています。

認定区分

- 1号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望。
- 2号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。
- 3号認定子ども：満3歳未満の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。

量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や、市が一定の基準等に基づき支援を行っている認可外保育施設（認定保育施設）を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。



各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用すること等により、本計画の最終年度である平成31年度までに確保が可能です。

#### < 保育利用率の設定について >

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、「3号認定子どもの量の見込み」を「3歳未満の子どもの推計人口」で除した以下の数値となります。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
満3歳未満の子どもの全体数	6,209	6,028	5,849	5,669	5,490
3号認定子ども(人)	3,104	3,014	2,923	2,832	2,743
保育利用率( / )	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

#### < 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について >

認定こども園の認可については、その普及促進を図っていくため、供給過剰区域であっても、既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可基準を満たす限りにおいて、「都道府県計画で定める数」(幼保連携型認定こども園は市町村計画)を、「量の見込み」に上乘せした数の範囲内であれば、認可を行うことができるという特例措置が設けられています。

本市も、国の方針を踏まえ、既存施設から認定こども園への移行希望があった場合は、供給過剰地域であっても原則として認可することとします。なお、計画期間内において幼保連携型認定こども園への移行が予定されていますが、供給計画の範囲内です。

#### < 教育・保育施設の整備方針について >

保育所および幼保連携型認定こども園の整備については、保育環境の向上や地域の子育て支援の充実を見据え、年度途中に生じる待機児童数等も勘案しながら、必要な施設の新増設等の整備を計画的に進めていきます。

【市内全域】

(単位：人)

市全域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		3,461	2,677	2,423	681	3,366	2,603	2,353	661
教育・保育の提供体制		4,578	3,187	2,295	925	4,398	3,487	2,295	925
特定教育・ 保育施設	保育所		2,266	1,575	683		2,365	1,581	684
	認定こども園	1,688	777	439	145	2,613	1,077	487	166
	幼稚園	415				100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			105	38			105	38
	事業所内保育事業			51	15			51	15
教育・保育 施設	幼稚園	2,475				1,685			
	認定保育施設		144	125	44		45	71	22
過不足		1,117	510	-128	244	1,032	884	-58	264

市全域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		3,271	2,529	2,282	641	3,176	2,455	2,213	619
教育・保育の提供体制		4,398	3,487	2,295	925	4,398	3,487	2,295	925
特定教育・ 保育施設	保育所		2,365	1,581	684		2,365	1,581	684
	認定こども園	2,613	1,077	487	166	2,613	1,077	487	166
	幼稚園	100				100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			105	38			105	38
	事業所内保育事業			51	15			51	15
教育・保育 施設	幼稚園	1,685				1,685			
	認定保育施設		45	71	22		45	71	22
過不足		1,127	958	13	284	1,222	1,032	82	306

市全域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		3,079	2,383	2,143	600
教育・保育の提供体制		4,398	3,487	2,295	925
特定教育・ 保育施設	保育所		2,365	1,581	684
	認定こども園	2,613	1,077	487	166
	幼稚園	100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			105	38
	事業所内保育事業			51	15
教育・保育 施設	幼稚園	1,685			
	認定保育施設		45	71	22
過不足		1,319	1,104	152	325

【27】  
 保育所：50園 幼稚園：17園  
 認定こども園：15園  
 小規模：8か所 事業所内：3か所  
 認定保育施設：5園



【28】  
 認定保育施設 2園が保育所へ  
 幼稚園 6園が認定こども園へ

【1・2歳児の不足分】  
 保育所の定員の増減で対応

中央地域

(単位：人)

中央地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		771	596	544	162	745	576	524	156
教育・保育の提供体制		1,137	1,120	821	350	1,077	1,210	821	350
特定教育・ 保育施設	保育所		767	531	242		866	585	264
	認定こども園	512	245	144	54	697	335	144	54
	幼稚園	45				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			69	24			69	24
	事業所内保育事業			15	5			15	5
教育・保育 施設	幼稚園	580				380			
	認定保育施設		108	62	25		9	8	3
過不足		366	524	277	188	332	634	297	194

中央地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		718	555	504	150	691	534	484	144
教育・保育の提供体制		1,077	1,210	821	350	1,077	1,210	821	350
特定教育・ 保育施設	保育所		866	585	264		866	585	264
	認定こども園	697	335	144	54	697	335	144	54
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			69	24			69	24
	事業所内保育事業			15	5			15	5
教育・保育 施設	幼稚園	380				380			
	認定保育施設		9	8	3		9	8	3
過不足		359	655	317	200	386	676	337	206

中央地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		664	514	464	138
教育・保育の提供体制		1,077	1,210	821	350
特定教育・ 保育施設	保育所		866	585	264
	認定こども園	697	335	144	54
	幼稚園	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			69	24
	事業所内保育事業			15	5
教育・保育 施設	幼稚園	380			
	認定保育施設		9	8	3
過不足		413	696	357	212

【H27】  
 保育所：17園 幼稚園：5園  
 認定こども園：4園  
 小規模：5か所 事業所内：1か所  
 認定保育施設：3園



【H28】  
 認定保育施設2園が保育所へ  
 幼稚園2園が認定こども園へ  
 全区分において供給量が需要を大きく上  
 回ることから、余剰分は隣接地区の受皿  
 として活用する。

北部地域

(単位：人)

北部地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		816	631	583	167	791	612	564	162
教育・保育の提供体制		1,098	593	425	157	1,098	638	425	157
特定教育・ 保育施設	保育所		430	277	118		430	277	118
	認定こども園	398	127	72	14	518	172	72	14
	幼稚園	220				100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			13	6			13	6
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480				480			
	認定保育施設		36	63	19		36	63	19
過不足		282	-38	-158	-10	307	26	-139	-5

北部地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		767	592	546	157	742	573	528	151
教育・保育の提供体制		1,098	638	425	157	1,098	638	425	157
特定教育・ 保育施設	保育所		430	277	118		430	277	118
	認定こども園	518	172	72	14	518	172	72	14
	幼稚園	100				100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			13	6			13	6
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480				480			
	認定保育施設		36	63	19		36	63	19
過不足		331	46	-121	0	356	65	-103	6

北部地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		716	554	509	146
教育・保育の提供体制		1,098	638	425	157
特定教育・ 保育施設	保育所		430	277	118
	認定こども園	518	172	72	14
	幼稚園	100			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			13	6
	事業所内保育事業			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480			
	認定保育施設		36	63	19
過不足		382	84	-84	11

【H27】  
 保育所：8園 幼稚園：4園  
 認定こども園：4園  
 小規模：1か所  
 認定保育施設：2園



【H28】  
 幼稚園1園が認定こども園へ  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域  
 を受け皿として対応

西部地域

(単位：人)

西部地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		426	330	305	73	417	323	298	72
教育・保育の提供体制		522	257	218	89	522	302	218	89
特定教育・ 保育施設	保育所		225	168	77		225	168	77
	認定こども園	92	32	18	3	242	77	18	3
	幼稚園	150				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			12	3			12	3
	事業所内保育事業			20	6			20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280				280			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		96	-73	-87	16	105	-21	-80	17

西部地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		408	316	291	70	399	309	284	68
教育・保育の提供体制		522	302	218	89	522	302	218	89
特定教育・ 保育施設	保育所		225	168	77		225	168	77
	認定こども園	242	77	18	3	242	77	18	3
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			12	3			12	3
	事業所内保育事業			20	6			20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280				280			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		114	-14	-73	19	123	-7	-66	21

西部地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		390	302	277	66
教育・保育の提供体制		522	302	218	89
特定教育・ 保育施設	保育所		225	168	77
	認定こども園	242	77	18	3
	幼稚園	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			12	3
	事業所内保育事業			20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280			
	認定保育施設		0	0	0
過不足		132	0	-59	23

【H27】  
 保育所：5園 幼稚園：2園  
 認定こども園：1園  
 小規模：1か所 事業所内：1か所



【H28】  
 幼稚園 1園が認定こども園へ  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域  
 を受け皿として対応

東部地域

(単位：人)

東部地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		713	552	489	147	698	539	478	143
教育・保育の提供体制		1,064	449	319	125	1,004	509	319	125
特定教育・ 保育施設	保育所		317	265	107		317	217	86
	認定こども園	279	132	54	18	539	192	102	39
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	785				465			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		351	-103	-170	-22	306	-30	-159	-18

東部地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		682	527	466	140	667	515	455	136
教育・保育の提供体制		1,004	509	319	125	1,004	509	319	125
特定教育・ 保育施設	保育所		317	217	86		317	217	86
	認定こども園	539	192	102	39	539	192	102	39
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	465				465			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		322	-18	-147	-15	337	-6	-136	-11

東部地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		651	503	444	133
教育・保育の提供体制		1,004	509	319	125
特定教育・ 保育施設	保育所		317	217	86
	認定こども園	539	192	102	39
	幼稚園	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0
	事業所内保育事業			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	465			
	認定保育施設		0	0	0
過不足		353	6	-125	-8

【H27】  
保育所：9園 幼稚園：4園  
認定こども園：2園

↓

【H28】  
幼稚園・保育所が1つの認定こども園へ  
未満児の不足分は定員増又は中央地域  
を受け皿として対応

南部地域

(単位：人)

南部地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		606	469	416	108	591	457	405	105
教育・保育の提供体制		677	552	412	175	617	612	412	175
特定教育・保育施設	保育所		311	234	110		311	234	110
	認定こども園	407	241	151	56	617	301	151	56
	幼稚園	0				0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業			11	5			11	5
	事業所内保育事業			16	4			16	4
教育・保育施設	幼稚園	270				0			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		71	83	-4	67	26	155	7	70

南部地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		576	445	394	102	561	434	383	99
教育・保育の提供体制		617	612	412	175	617	612	412	175
特定教育・保育施設	保育所		311	234	110		311	234	110
	認定こども園	617	301	151	56	617	301	151	56
	幼稚園	0				0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業			11	5			11	5
	事業所内保育事業			16	4			16	4
教育・保育施設	幼稚園	0				0			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		41	167	18	73	56	178	29	76

南部地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		545	422	372	96
教育・保育の提供体制		617	612	412	175
特定教育・保育施設	保育所		311	234	110
	認定こども園	617	301	151	56
	幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業			11	5
	事業所内保育事業			16	4
教育・保育施設	幼稚園	0			
	認定保育施設		0	0	0
過不足		72	190	40	79

【H27】  
 保育所：6園 幼稚園：1園  
 認定こども園：4園  
 小規模：1か所 事業所内：1か所



【H28】  
 幼稚園1園が認定こども園へ  
 未満児の不足分は定員増又は中央地域を受け皿として対応

河辺地域

(単位：人)

河辺地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		75	58	44	13	71	55	42	13
教育・保育の提供体制		80	118	55	16	80	118	55	16
特定教育・ 保育施設	保育所		118	55	16		118	55	16
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	80				80			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		5	60	11	3	9	63	13	3

河辺地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		68	53	40	12	64	50	38	11
教育・保育の提供体制		80	118	55	16	80	118	55	16
特定教育・ 保育施設	保育所		118	55	16		118	55	16
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	80				80			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		12	65	15	4	16	68	17	5

河辺地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		61	48	36	11
教育・保育の提供体制		80	118	55	16
特定教育・ 保育施設	保育所		118	55	16
	認定こども園	0	0	0	0
	幼稚園	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0
	事業所内保育事業			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	80			
	認定保育施設		0	0	0
過不足		19	70	19	5

【H27～】  
全区分において供給量が必要量を満たしている。



雄和地域

(単位：人)

雄和地域		27年度				28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		54	41	42	10	53	41	42	10
教育・保育の提供体制		0	98	45	13	0	98	45	13
特定教育・ 保育施設	保育所		98	45	13		98	45	13
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0				0			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		-54	57	3	3	-53	57	3	3

雄和地域		29年度				30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
必要利用定員数		52	41	41	10	52	40	41	10
教育・保育の提供体制		0	98	45	13	0	98	45	13
特定教育・ 保育施設	保育所		98	45	13		98	45	13
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0				0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0			0	0
	事業所内保育事業			0	0			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0				0			
	認定保育施設		0	0	0		0	0	0
過不足		-52	57	4	3	-52	58	4	3

雄和地域		31年度			
		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳
必要利用定員数		52	40	41	10
教育・保育の提供体制		0	98	45	13
特定教育・ 保育施設	保育所		98	45	13
	認定こども園	0	0	0	0
	幼稚園	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業			0	0
	事業所内保育事業			0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0			
	認定保育施設		0	0	0
過不足		-52	58	4	3

【H27】  
幼稚園等がない。  
1号子ども54人分不足  
2号子ども57人分の余裕



1号子どもは特例給付により保育所の利用を認めることとする。

(3) 施設型給付、地域型保育給付以外の事業

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
2 休日保育事業	子ども育成課	7,11条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 日曜、祝日に勤務がある子育て家庭への支援・充実を図る。		(目標指標) 実施施設数					
(事業概要) 日曜、祝日に勤務がある保護者の保育需要に応えるため、保育所の休日保育の実施を促進する。		現状(25年度実績) 6施設	目標(31年度) 6施設				
3 公立保育所の民間移行	子ども育成課	7条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 平成28年度までに3施設を民間移行するほか、河辺・雄和地域の計5保育所について、子ども・子育て支援新制度を踏まえて、配置・運営形態等の見直しに取り組む。		(目標指標) 民間移行数					
(事業概要) 民間活力の効果的な導入により、さらなる保育サービスの充実・向上、多様な保育ニーズへの対応を図る。		現状(25年度実績) 2施設	目標(31年度) 3施設				
4 へき地保育所の運営の安定化	子ども育成課	7条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) へき地保育所3施設の運営を維持するとともに、今後の運営形態のあり方を検討する。		(目標指標) へき地保育所入所児童数					
(事業概要) 山間地などの諸条件に恵まれない地域における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うため設置するへき地保育所の運営の安定化を図る。		現状(25年度実績) 59人	目標(31年度) -				
5 認定保育施設助成事業	子ども育成課	7,11条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 認定保育施設の保育環境を向上することにより、利用者の増加を図る。		(目標指標) 認定保育施設総定員に対する総入所児童数の割合					
(事業概要) 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たす施設を認定保育施設として認定し、補助金を交付することで、入所児童の処遇向上、認可保育所入所待機児童の受け皿としての機能強化を図る。		現状(25年度実績) 65.0%	目標(31年度) 65.0%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
6 保育所における教育の充実	子ども育成課	11条					
(事業目標) 保育所において、養護と教育を実践する。	(目標指標) (ニーズ調査) 保育内容に対する満足度						
(事業概要) 保育所保育に「養護」と「教育」が一体となった保育の内容を盛り込み、実践する。	現状(25年度実績) 74.2%		目標(31年度) 100%				
7 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	学校教育課	11条					
(事業目標) 小学校入学時にスムーズに学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所と小学校教職員を対象とする研修会を実施し、指導についての共通理解を図るとともに、幼児と小学生が交流する機会の充実を図る。	(目標指標) 研修会内容の充実 幼児との交流を行っている小学校数						
(事業概要) 幼稚園教員、保育士、小学校教員を対象として実施する幼保小研修会の内容等の充実を図るとともに、幼児と小学生の交流機会の充実を図る。	現状(25年度実績) 内容の充実 100%		目標(31年度) 内容の充実 100%				

(4) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、中でも、幼保連携型認定こども園は、学校および児童福祉施設として単一の認可の仕組みとする制度改正が図られており、その普及に取り組むことが求められています。このような状況を踏まえ、本市においても、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行いながら、その普及に努めます。

幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、幼稚園教諭や保育士など子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士等の専門性や経験が極めて重要です。県と連携しながら、幼稚園教諭と保育士が相互の役割や専門性、課題等を共有できるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有するものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべての子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

本市においても、在宅を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策

子ども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育施設を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、幼児期の子どもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を実施し、指導方法等についての共通理解を図るとともに、幼児と小学生が交流する機会を充実させ、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。

## 2 地域における子育て支援の充実【施策1 - 2】

### 現状と課題

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や病児・病後児保育などに取り組んできたほか、地域子育て支援拠点事業など、地域における子育て支援の充実にも努めています。

地域の子育て機能の低下などにより、子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭が多いことを踏まえ、すべての子育て家庭が、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子ども・子育て支援事業を初めとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

すべての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業を初めとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。

### 取組・事業

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保および実施時期

##### < 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について >

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、各事業において、現在、広域で提供体制を確保している状況にあることを踏まえ、市内全域を提供区域とします。

ただし、延長保育事業については、教育・保育提供区域と同様の7区域とします。

##### < 各事業の量の見込みと確保方策 >

利用者支援事業（担当課：子ども未来センター 子ども条例：7・12条関係）

子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実施箇所数 （箇所）	量の見込み	-	1	1	1	1
	確保方策	-	1	1	1	1

地域子育て支援拠点事業と連携しながら進める新規事業であることから、地域子育て支援拠点事業の実施状況等を踏まえて量の見込みを1施設とし、子ども未来センターで実施体制を確保します。

延長保育事業（担当課：子ども育成課 子ども条例：7・11条関係）

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長して保育を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者数 （人）	市全域	量の見込み	985	957	930	902	873
		確保方策	985	957	930	902	873
	中央	量の見込み	222	215	206	199	191
		確保方策	222	215	206	199	191
	北部	量の見込み	235	228	221	213	206
		確保方策	235	228	221	213	206
	西部	量の見込み	120	117	115	112	109
		確保方策	120	117	115	112	109
	東部	量の見込み	203	198	194	189	185
		確保方策	203	198	194	189	185
	南部	量の見込み	169	164	160	156	151
		確保方策	169	164	160	156	151
	河辺	量の見込み	20	19	18	17	16
		確保方策	20	19	18	17	16
	雄和	量の見込み	16	16	16	16	15
		確保方策	16	16	16	16	15

現在の実施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

## 放課後児童健全育成事業（担当課：子ども育成課 子ども条例：7・11条関係）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用児童数 （人）	低学年	量の見込み	1,096	1,125	1,151	1,173	1,192
		確保方策	1,132	1,153	1,172	1,190	1,207
	高学年	量の見込み	669	654	639	624	609
		確保方策	692	671	652	634	617

新規クラブ創設も進め、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制を確保します。

## 子育て短期支援事業（担当課：子ども総務課 子ども条例：7・11条関係）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行います。

事業名	指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ショートステイ	延べ利用者数 （人日）	量の見込み	98	98	98	98	98
		確保方策	98	98	98	98	98
トワイライト	延べ利用者数 （人日）	量の見込み	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
		確保方策	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428

現在の実施設数で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

## 乳児家庭全戸訪問事業（担当課：子ども健康課 子ども条例：8条関係）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象者数 （人）	量の見込み	2,003	1,944	1,886	1,828	1,770
	確保方策	2,003	1,944	1,886	1,828	1,770

0歳児推計人口を量の見込みとし、確保方策は全戸訪問事業のため訪問率100%として設定します。

養育支援訪問事業（担当課：子ども未来センター 子ども条例：9条関係）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
訪問人数 （人）	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15

現在の実施体制で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

地域子育て支援拠点事業（担当課：子ども未来センターほか 子ども条例：7・12条関係）

乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ利用回数 （人回）	量の見込み	116,052	112,669	109,323	105,959	102,613
	確保方策	194,019	223,019	223,019	223,019	223,019

今後開設予定の市民SCを加えた体制により、ニーズ調査に基づく量の見込みを確保します。

一時預かり事業（担当課：子ども育成課 子ども条例：7・11条関係）

家庭において保育を受けることが困難になった子どもを、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。

事業名	指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
幼稚園型	延べ利用人数 （人日）	1号認定	量の見込み	19,523	18,986	18,453	17,910	17,376
			確保方策	19,523	18,986	18,453	17,910	17,376
		2号認定	量の見込み	249,471	242,611	235,790	228,853	222,032
			確保方策	249,471	242,611	235,790	228,853	222,032
幼稚園型以外	延べ利用人数 （人日）	量の見込み	16,521	16,050	15,583	15,112	14,645	
		確保方策	35,400	37,800	37,800	37,800	37,800	

現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。



## 病児保育事業（担当課：子ども育成課 子ども条例：7・11条関係）

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育します。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ利用人数 （人日）	量の見込み	1,929	1,874	1,820	1,765	1,711
	確保方策	8,720	8,720	8,720	8,720	8,720

現在の実施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

## ファミリー・サポート・センター事業（担当課：子ども未来センター

子ども条例：12条関係）

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行います。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
延べ利用人数 （人日）	未就学児（緊急対応）	量の見込み	81	84	87	90	94
		確保方策	81	86	91	96	101
	未就学児（緊急対応以外）	量の見込み	1,496	1,556	1,618	1,683	1,750
		確保方策	1,496	1,580	1,668	1,761	1,860
	就学児	量の見込み	579	602	626	651	677
		確保方策	579	611	645	681	719

協力会員の増加を図りながら、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制を確保します。

## 妊婦健康診査（担当課：子ども健康課 子ども条例：8条関係）

妊婦に対する健康診査を実施し、妊婦の健康保持および増進を図ります。

指標（単位）	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ受診回数 （人回）	量の見込み	29,920	29,040	28,176	27,132	26,448
	確保方策	29,920	29,040	28,176	27,132	26,448

現在の実施体制で、受診実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業以外の事業

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
12 在宅子育てサポート事業	子ども育成課	12条	H27	H28	H29	H30	H31
<p>(事業目標) 親子のふれあいやリフレッシュを図るとともに、他の親子と知り合いになる機会を設けることにより、在宅子育て家庭が抱えている不安感、孤立感の解消を図る。</p>		<p>(目標指標) 申請率</p>					
<p>(事業概要) 保育所および幼稚園に通っていない就学前児童を養育している世帯に対し、5つのプランに利用できるクーポン券を交付する。</p>		<p>現状(25年度実績) 76.5%</p>	<p>目標(31年度) 85.0%</p>				
13 保育所在宅子育て支援事業	子ども育成課	12条	H27	H28	H29	H30	H31
<p>(事業目標) 地域における子育て支援の活動が活発になる中で、多様な支援の担い手の一つとして、保育所による積極的な支援サービスを実施する。</p>		<p>(目標指標) 参画保育所数</p>					
<p>(事業概要) 地域の子育て力の向上に貢献するため、保育所から在宅子育て家庭へ育児に関する情報等を発信するとともに、子育て相談や話し相手に応じるなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。</p>		<p>現状(25年度実績) 57施設</p>	<p>目標(31年度) 67施設</p>				
14 地域子育て支援ネットワーク事業	子ども未来センター	12条	H27	H28	H29	H30	H31
<p>(事業目標) 身近な地域のネットワークのサポートにより、孤立することなく心豊かに子育てができるよう地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による継続的な子育て支援活動を実施する。</p>		<p>(目標指標) 地域主導で事業を推進している地域数</p>					
<p>(事業概要) 地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする連絡会議を開催しネットワークを構築するとともに、支援者研修会等子育て支援事業を協働して実施する。</p>		<p>現状(25年度実績) 5地域</p>	<p>目標(31年度) 7地域</p>				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
15 子育て支援情報の提供	子ども未来センター 子ども総務課	12条					
<p>(事業目標)</p> <p>子育て支援情報を適切に提供し、子育て家庭に活用してもらうことによって、子どもの健やかな育ちの促進を図る。</p>		<p>(目標指標)</p> <p>子育て情報誌の発行部数 HPアクセス件数</p>					
<p>(事業概要)</p> <p>子育て支援に関する情報発信として、子育て情報誌の発行や市ホームページ内サイト「子育て情報」の運用などにより、各種サービスや関連イベント情報を提供する。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>9,000部 99,156件</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>20,000部 110,000件</p>				

### 3 放課後児童対策の充実【施策1 - 3】

#### 現状と課題

就労形態の多様化や共働き家庭の増加などに伴い、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるための取組の充実が求められています。

放課後児童健全育成事業の充実など、引き続き、総合的な放課後児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

#### 施策の方向性

放課後の子どもの遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の連携をさらに充実するなど、総合的な放課後児童対策の充実に努めます。

#### 取組・事業

放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の連携による共通プログラムを充実し、総合的な放課後児童対策の推進を図ります。

また、放課後の子どもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、児童厚生施設以外の利活用等を含め関係機関との連携を図ります。

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 放課後児童健全育成事業（再掲）	子ども育成課	7,11条					
（事業目標） 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。		（目標指標） 利用児童数					
（事業概要） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全育成を図る。		現状(25年度実績) 1,270人	目標(31年度) 1,824人				
2 放課後子ども教室推進事業	子ども育成課	7,11条					
（事業目標） 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		（目標指標） 放課後子ども教室数					
（事業概要） 児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する。		現状(25年度実績) 43教室	目標(31年度) 42教室				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 児童厚生施設整備事業	子ども育成課	7,11条					
(事業目標) 全小学校区に整備された児童館等の改修・修繕等を適宜 行い、児童の健全育成を図る。		(目標指標) 改修・修繕児童館数					
(事業概要) 子どもを健やかに育成できる安全・安心な居場所づくり のため、児童館等の適切な維持管理を進める。		現状(25年度実績) 43館	目標(31年度) 42館				



## 第2章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

### 基本目標2

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健施策の充実など、妊娠・出産期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実【施策2 - 1】

##### 現状と課題

秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果では、「妊娠、出産、育児についての不安への対応に関する満足度」は、「満足」・「ほぼ満足」の合計が8割を超えていますが、子どもの健やかな発育発達を促し、安心して子育てができるよう、妊娠期から育児期における切れ目のない支援体制のさらなる充実が求められています。妊産婦のメンタルヘルスや養育環境の整備、幼児の行動発達、むし歯予防対策等について、医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら強化していく必要があります。

##### 施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査等の充実を図ります。

##### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 妊産婦健康診査（再掲）	子ども健康課	8条					
（事業目標） 妊産婦の健康の保持および増進を図る。		（目標指標） 妊婦健診延べ受診回数 産後1か月健診受診者数					
（事業概要） 妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産後1か月健康診査を行う。		現状(25年度実績) 27,186人回 -	目標(31年度) 23,142人回 1,770人				
2 両親学級	子ども健康課	8条					
（事業目標） 子どもを生き育てる心を育み、子育てを男女が共同して行うことができるよう妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図る。		（目標指標） （事業アンケート） 講座の平均理解度					
（事業概要） 妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。		現状(25年度実績) 93.5%	目標(31年度) 100%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 妊産婦相談	子ども健康課	8条					
(事業目標) 妊産婦の育児不安の軽減を図る。	(目標指標) (事業アンケート) 不安や悩みが解消された人の割合						
(事業概要) 妊産婦の体や心の変化に関する知識の提供、個別相談および参加者同士の交流を行う。	現状(25年度実績) 97.8%	目標(31年度) 100%					
4 乳幼児健康診査	子ども健康課	8条					
(事業目標) 心身ともに健全な発育を助長し、健康の増進を図る。	(目標指標) 乳幼児健診平均受診率 幼児歯科健診平均受診率						
(事業概要) 乳児(4か月児、7か月児、10か月児)、幼児(1歳6か月児、2歳児〔歯科〕、3歳児)を対象に健康診査(歯科健康診査含む)を行う。	現状(25年度実績) 97.4% 88.9%	目標(31年度) 100% 90.0%					
5 経過観察クリニック	子ども健康課	8条					
(事業目標) 精神行動発達で支援が必要な幼児に、適切な対応を行い、健やかな成長発達を促す。	(目標指標) 対象者の参加率						
(事業概要) 1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。	現状(25年度実績) 86.7%	目標(31年度) 100%					
6 健康教育・健康相談	子ども健康課	8条					
(事業目標) 乳幼児の健康に関する知識について、普及啓発するとともに、適切な指導や助言を行う。	(目標指標) 開催回数 健康教育 健康相談						
(事業概要) 地域の要望に応じて健康教育・健康相談を行う。	現状(25年度実績) 47回 49回	目標(31年度) 50回 50回					
7 母子の訪問指導	子ども健康課	8条					
(事業目標) 母体の保護、乳幼児等の健全育成および養育家庭の支援に努める。	(目標指標) 支援の必要な妊産婦への訪問実施率 乳幼児健診未受診者への支援できた割合						
(事業概要) 支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う。	現状(25年度実績) 100% 85.3%	目標(31年度) 100% 100%					



事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
8 むし歯予防教室	子ども健康課	8条					
(事業目標) 実技指導や講話を通し、保護者が適切なむし歯予防方法を習得し、実践できるよう支援する。		(目標指標) (事業アンケート)「理解度」 むし歯のない3歳児の割合					
(事業概要) 幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う。		現状(25年度実績) 99.7% 76.0%	目標(31年度) 100% 82.0%				
9 育児相談	子ども健康課	8条					
(事業目標) 適切な指導や助言により、乳幼児の健全な発育・発達の促進および育児不安の軽減を図る。		(目標指標) 延べ相談人数					
(事業概要) 乳幼児およびその保護者を対象に、毎月1回の定期相談および随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談等を行う。		現状(25年度実績) 30人	目標(31年度) 現状値より増加				
10 秋田市親子よい歯のコンクール	子ども健康課	8条					
(事業目標) 幼児歯科保健の普及啓発を図り、乳幼児のむし歯罹患率の低下に努める。		(目標指標) むし歯のない3歳児の割合					
(事業概要) 3歳児健康診査での歯科健康診査において、むし歯に罹患していない幼児およびその保護者を表彰する。		現状(25年度実績) 76.0%	目標(31年度) 82.0%				
11 乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	子ども健康課	8条					
(事業目標) 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		(目標指標) 対象者数					
(事業概要) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。		現状(25年度実績) 2,237人	目標(31年度) 1,770人				
12 幼児フッ化物塗布事業	子ども健康課	8条					
(事業目標) 幼児のむし歯罹患率の減少およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識普及を図る。		(目標指標) 2～5歳フッ化物塗布事業平均受診率					
(事業概要) 2歳から5歳までの幼児を対象に、歯科医療機関において年に1回フッ化物塗布を行う。		現状(25年度実績) 51.5%	目標(31年度) 77.9%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
13 幼児発達支援事業	子ども健康課	8条					
<p>(事業目標) 3歳児健診以降に表面化する、子どもの行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。</p>		<p>(目標指標) キッズ・ステップノート活用施設率 相談事業参加者数</p>					
<p>(事業概要) 幼稚園や保育所等を通して、4歳児の保護者へ幼児発達記録票「キッズ・ステップノート」を配布し、行動発達面の気づきを促す。支援の必要な幼児等に対し発達相談、巡回相談により、支援を行う。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>78.4%</p> <p>149人</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>100%</p> <p>現状値より増加</p>				
14 予防接種事業	健康管理課	8条					
<p>(事業目標) 予防接種は伝染病のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防し、個人の発病又はその重症化を防ぐものであるため、予防接種に対する保護者の認識を高めていくとともに接種を促進する。</p>		<p>(目標指標) 予防接種率 麻しん風しん2期 二種混合</p>					
<p>(事業概要) 予防接種法に基づき、乳幼児、児童、中高校生に対し定期予防接種を行う。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>98.1%</p> <p>84.9%</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>100%</p> <p>100%</p>				

## 2 食育の充実【施策2 - 2】

### 現状と課題

近年、朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期やせに見られる心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。

秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が最も多くなっています。

本市では「秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や学校、地域などあらゆる分野が連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

### 施策の方向性

乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動などの取り組みを進めます。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 離乳食教室	子ども健康課	8条					
(事業目標) 望ましい食生活習慣の大切さについての理解を促し、保護者の離乳食に対する不安や心配ごとの軽減を図る。		(目標指標) (事業アンケート) 「不安や心配事が解消された人」の割合					
(事業概要) 乳児の保護者を対象とし、月齢に適した離乳食の進め方、調理の仕方、望ましい食生活について指導を行う。		現状(25年度実績) 95.2%	目標(31年度) 100%				
2 幼児食教室	子ども健康課	8条					
(事業目標) 望ましい食生活習慣を身に付けることができるよう支援し、保護者の幼児食への不安や心配ごとの軽減を図る。		(目標指標) (事業アンケート) 「不安や心配事が解消された人」の割合					
(事業概要) 幼児とその保護者を対象とし、幼児食の進め方、調理の仕方、食育の大切さ、望ましい食習慣について指導を行う。		現状(25年度実績) 75.9%	目標(31年度) 100%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 マタニティ食生活講座	子ども健康課	8条					
<p>(事業目標) 母体ならびに生まれてくる子どもの望ましい食習慣の大切さについての理解を促し、食事に対する不安や心配ごとの軽減を図る。</p>		<p>(目標指標) (事業アンケート) 「不安や心配事が解消された人」の割合</p>					
<p>(事業概要) 妊婦を対象とし、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。</p>		<p>現状(25年度実績) 95.3%</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				
4 保育所の給食を通じた食育支援	子ども育成課	11条					
<p>(事業目標) 保育所給食を通して子どもの健全な食生活を実現し、健全な心身の成長を図る。</p>		<p>(目標指標) (事業アンケート) 食育やアレルギー対応など食育支援の満足度</p>					
<p>(事業概要) 保育所の給食を通して、子どもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できる子どもを育成する。また、アレルギー児などへ個別に対応した給食の提供に努める。</p>		<p>現状(25年度実績) -</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				
5 保育所調理師クッキング教室の実施	子ども育成課	11条					
<p>(事業目標) 保育所給食の紹介を通して幼児期の望ましい食生活の定着を図る。</p>		<p>(目標指標) 開催回数(年間)</p>					
<p>(事業概要) 在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。</p>		<p>現状(25年度実績) 3回</p>	<p>目標(31年度) 2回</p>				
6 学校等における食育の推進	学校教育課	11条					
<p>(事業目標) 児童生徒一人ひとりが、食事の大切さを理解し、望ましい食生活を営む力を身につけるよう、家庭との連携を図りながら食育の充実に努める。</p>		<p>(目標指標) 食育に関する学校訪問数 食育にかかる教職員研修会の講座数</p>					
<p>(事業概要) 学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、食育に関する教職員の資質向上にかかる教職員研修会の充実に努める。</p>		<p>現状(25年度実績) 9校 2講座</p>	<p>目標(31年度) 10校 3講座</p>				

## 3 小児医療等体制の充実【施策2 - 3】

## 現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを産み育てる環境の基盤となるものであり、特に小児救急医療については、市民に十分に周知していく必要があります。秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「市立秋田総合病院の小児救急に関する認知度」は90.9%と高い割合となっていますが、引き続き浸透を図っていく必要があります。未熟児や小児慢性特定疾病に罹患し治療が必要な児童等に対しては、医療費の助成等必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

## 施策の方向性

市立病院における小児科初期診療部門の周知を図るとともに、入院治療が必要な未熟児や小児慢性特定疾病に罹患している児童の医療費負担を軽減し、安心して子どもを産み、すこやかに育てることができる環境の整備を進めます。

## 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 市立秋田総合病院における小児科初期診療部門の周知	子ども総務課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 市立病院の小児科初期診療部門について周知を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	(目標指標) (ニーズ調査) 市立病院小児科初期診療部門の認知率						
(事業概要) 夜間や休日に小児の救急患者に対応している市立病院の小児科初期診療部門について、市立病院と連携し、周知に努める。	現状(25年度実績) 90.9%		目標(31年度) 95.0%				
2 未熟児養育事業(医療の給付)	子ども健康課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。	(目標指標) 申請に基づき給付						
(事業概要) 入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。	現状(25年度実績) 申請に基づき給付 (109人)		目標(31年度) 申請に基づき給付				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 小児慢性特定疾病支援事業	子ども健康課	8条					
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。		(目標指標) 申請に基づき給付					
(事業概要) 小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児童(継続の場合20歳到達まで)に対し医療費の給付および自立支援を行うとともに、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付する。		現状(25年度実績) 申請に基づき給付 (357人)	目標(31年度) 申請に基づき給付				

## 第3章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

### 基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や結婚等を支援し、次代の親の育成に取り組みます。

#### 1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策3 - 1】

##### 現状と課題

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくためには、様々な体験活動等の機会を充実させるなど、豊かな心の育成に向けた環境づくりが求められています。

子どもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱える子どもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に努めていく必要があります。子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、教育環境の整備を図っていく必要があります。

##### 施策の方向性

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

##### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供	大森山動物園	11条					
(事業目標) 動物に関する知識を深め、生き物および自然を愛する気持を育む。	(目標指標) 「入園者数」に対する「体験学習・職場訪問、なかよしタイム、ふれあい教室の参加利用者と教職員等研修者数」の割合						
(事業概要) 動物飼育やふれあいなどの体験活動を通じて、職業意識の向上に結びつけたり、いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育むなどの機会を提供する。	現状(25年度実績) 19.8%		目標(31年度) 16.4%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
2 社会教育施設を活用した体験活動 機会の提供	生涯学習室	12条					
(事業目標) 子どもの自主性や行動力を向上させ、思いやる心を育成するとともに、知的好奇心を高める。	(目標指標) 延べ参加者数						
(事業概要) 自然科学学習館、太平山自然学習センター等の社会教育施設や市民サービスセンターを活用し、様々な体験活動の機会を提供する。	現状(25年度実績) 12,256人	目標(31年度) 13,000人					
3 保育士体験事業の受入れ	子ども育成課	5, 6, 11条					
(事業目標) 多くの児童・生徒を受け入れることにより、子育てに対する直接的な関わりと多様な体験活動の場を提供する。	(目標指標) 参画施設数						
(事業概要) 学校の総合学習の時間等を活用しながら、近隣の小中学校、高校の保育士体験を認可保育所・認定こども園で受け入れる。また、長期休みを利用して土曜日や夕方など保育体験を希望する人の受入れも検討する。	現状(25年度実績) 12施設	目標(31年度) 67施設					
4 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	学校教育課	11条					
(事業目標) 他校との交流活動を通して感動体験を共有することにより、児童生徒の豊かな人間性を育む。	(目標指標) 各校の取組状況を確認し、～を継続実施する。 中学校文化フェスティバル 中学生サミット 学校群合同体験活動						
(事業概要) 市内中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う「中学校文化フェスティバル」や中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が合同体験活動を実施する「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図る。	現状(25年度実績) 100%	目標(31年度) 100%					



事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
5 子どもの読書活動の推進	中央図書館 明德館	5, 6, 11 条					
<p>(事業目標)</p> <p>考え方、学び方、表現の仕方、生き方を身につける大切な経験としての読書活動を推進し、次代を担う子どもの健やかな成長に資するよう市民全体に子どもの読書活動の意義を啓発していく。</p>		<p>(目標指標)</p> <p>0歳～18歳の年齢人口に対する登録者の割合</p>					
<p>(事業概要)</p> <p>各図書館において、おはなし会や子ども向け講座、資料展示等を行う。また、保育所へ出張おはなし会や出張講座等の読書指導、移動図書館による学校巡回を行う。</p> <p>市民全体の読書活動を推進する中で、子どもの読書活動の意義を広く啓発する。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>13.0%</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>15.0%</p>				
6 子ども読書活動推進事業	中央図書館 明德館	5, 6, 11 条					
<p>(事業目標)</p> <p>「学校図書館サポーター」を派遣し、より一層読書に興味をもてるよう学校図書室の整備や、児童の調べ学習への支援に努める。</p>		<p>(目標指標)</p> <p>市立小中学校全校で図書室の整理および児童生徒の調べ学習への協力</p>					
<p>(事業概要)</p> <p>市立図書館から学校図書館サポーターを市内全小・中学校に派遣して、図書室の整備や児童生徒の調べ学習への協力など学校との連携を図る。また、小中学校図書委員を対象に図書館司書の仕事や選書などの体験活動を実施する。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>100%</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>100%</p>				
7 ブックスタート推進事業	子ども育成課	8, 11 条					
<p>(事業目標)</p> <p>絵本の読み聞かせを通じて、乳児へ語りかける自然な親子関係のスタートを支援することで、子どもへの愛情を深めながら親子の絆づくりのきっかけをつくるとともに、子育てに対する意識の醸成を図る。</p>		<p>(目標指標)</p> <p>年間延べ開催回数</p>					
<p>(事業概要)</p> <p>4カ月以上1歳未満の乳児とその保護者を対象に、市立図書館等においてブックスタートパックを配布するとともに、司書等が行う絵本読み聞かせを通じ、読み聞かせの円滑な普及とブックスタートの役割を広く周知する。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>73回</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>300回</p>				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
8 精神保健福祉相談・教育事業	健康管理課	8条					
<p>(事業目標) 心の病気について知識の普及啓発を図るとともに心の健康問題に関する相談を実施し、早期発見・早期治療に結びつくことができるよう支援する。</p>		<p>(目標指標) 相談件数・参加者数</p>					
<p>(事業概要) 心の健康相談の開催と思春期等の心の病気について健康講座を実施する。</p>		<p>現状(25年度実績) 2,737件</p>	<p>目標(31年度) 現状値より増加</p>				
9 スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	11条					
<p>(事業目標) 不安や悩みをもつ児童生徒および保護者に対する相談活動の充実、教職員との連携の強化により、不登校やいじめなどの対応の充実を図る。</p>		<p>(目標指標) 適切な相談活動</p>					
<p>(事業概要) 中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う。</p>		<p>現状(25年度実績) 100%</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				
10 「心の教室相談員」配置事業	学校教育課	11条					
<p>(事業目標) 心の教室相談員を配置することにより、校内教育相談体制の充実を図る。</p>		<p>(目標指標) 適切な相談活動</p>					
<p>(事業概要) 生徒や保護者が、不安や悩みを気軽に話せる第三者的な存在として「心の教室相談員」を中学校に配置する。</p>		<p>現状(25年度実績) 100%</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				
11 思春期講座	子ども未来センター	4, 8, 11条					
<p>(事業目標) 自他の体と心に対し思いやりのある行動ができるとともに、将来家庭を築き、子育てに希望がもてる児童を育成する。</p>		<p>(目標指標) 講座実施回数</p>					
<p>(事業概要) 思春期の児童が、いのちの大切さを認識し、自他の体と心に対し思いやりのある行動ができるとともに、生命を継承することの尊さや家庭を築くことの大切さを理解できるよう、小中学校と連携し講座を実施する。</p>		<p>現状(25年度実績) 2回</p>	<p>目標(31年度) 2回</p>				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
12 小学校フッ化物洗口事業	学事課	8条					
(事業目標) 児童のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上を図る。		(目標指標) 12歳児1人あたりのむし歯本数					
(事業概要) 市立小学校45校の児童について、保護者の希望を確認し、週1回、学校でフッ化物洗口を継続的に実施する。		現状(25年度実績) 1.5本	目標(31年度) 1.2本				
13 小・中学校情報教育環境の整備	学事課	11条					
(事業目標) 児童生徒の情報化対応能力の向上を図る。		(目標指標) 教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数					
(事業概要) 児童生徒の情報化対応能力を向上させるため、文科省の整備方針に準じて、コンピュータ室および普通教室へパソコンを整備する。		現状(25年度実績) 7.8人	目標(31年度) 6.5人				
14 学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校教育課	11条					
(事業目標) 児童生徒一人ひとりに、確かな学力を身につけさせるよう、学校における学習指導の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上にかかる研修会の充実を図る。		(目標指標) 学習指導にかかる学校訪問数 学習指導にかかる教職員研修会の実施					
(事業概要) 小中学校における学習指導等の充実を図るため、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る。		現状(25年度実績) 全市立小中学校 100%	目標(31年度) 全市立小中学校 100%				
15 学校評議員活用事業	学校教育課	11条					
(事業目標) 学校評議員から、特色ある教育活動や地域・保護者との連携のあり方など、学校運営についての意見や助言等を得ることにより、開かれた学校づくりを推進する。		(目標指標) 1校あたりの活用回数					
(事業概要) 各学校が、有識者、関係機関団体・地域代表、保護者等の3分野から合計3～6人を市教委に推薦し、年間2回以上の会議をもち、学校運営に対し意見をもらう。		現状(25年度実績) 4.2回	目標(31年度) 4.2回				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
16 通学区域の弾力化	学事課	11 条					
<p>(事業目標) 教育的な配慮に基づく指定学校以外の学校への就学に向けた処理を適正に行う。</p>		<p>(目標指標) 適正処理率</p>					
<p>(事業概要) 児童生徒の様々な実情に応じ、保護者の意向に配慮した学校選択機会を拡大するため、通学区域の弾力的な運用を行う。</p>		<p>現状(25年度実績)</p> <p>100%</p>	<p>目標(31年度)</p> <p>100%</p>				

## 2 家庭や地域の教育力の向上【施策3 - 2】

## 現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加など社会状況の変化に伴い、身近な相談相手が少なくなり、子育てに関する悩みや不安を一人で抱える家庭が増えていることから、安心して相談したり、各種講座に参加できる環境の整備が求められています。

子どもの自主性や心豊かな人間性、たくましく生きる力を育むため、多様な体験活動や地域におけるスポーツ活動の推進などによる支援が必要です。

## 施策の方向性

学校・家庭・地域の連携、協力のもと、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

## 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 児童家庭相談、女性相談	子ども未来センター	10条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 児童家庭相談窓口の周知に努め、適切に対応することにより子どもの健やかな育成を支援する。女性相談の充実に努め、子育て力の向上を図る。	(目標指標) 相談件数						
(事業概要) 子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。また、女性に関する相談に応じ、自ら問題を解決できるように支援する。	現状(25年度実績) 4,625件		目標(31年度) 4,850件				
2 家庭教育相談事業	生涯学習室	10条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 保護者等が、安心して子育てについて相談ができ、自立できる体制づくりに努める。	(目標指標) 相談件数						
(事業概要) 電話・面接相談や保育所・幼稚園、母子福祉施設への訪問相談を行う。また、市民サービスセンター等で実施している家庭教育講座等への指導や助言を行う。	現状(25年度実績) 928件		目標(31年度) 1,000件				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 乳幼児学級等	生涯学習室	10条					
(事業目標) 学習機会の拡充に努め、家庭教育力の向上を図る。		(目標指標) 延べ参加者数					
(事業概要) 市民サービスセンター等において、地域の子育て経験者や支援ボランティアと連携し、乳幼児を持つ親と子に交流の機会を提供しながら、子どもを取り巻く諸問題や家庭でのしつけの大切さなど、子育てに関する様々な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。		現状(25年度実績) 3,546人	目標(31年度) 3,600人				
4 家庭教育学級	生涯学習室	10条					
(事業目標) 子育てに関する学習機会を提供する。		(目標指標) 市民サービスセンター等における実施回数					
(事業概要) 市民サービスセンター等において、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育学級を開催する。なお、仕事を持っている女性や、父親の家庭教育への参加の重要性が高まっていることから、父親も参加できるように、就労後の家庭教育学級の開催も行う。		現状(25年度実績) 65回	目標(31年度) 70回				
5 親のためのセミナー	女性学習センター	10条					
(事業目標) 親同士が子育てや家族、家庭の悩みなどについて話し合い、交流を図ることにより、多様な考えに触れ、親が自分自身について振り返り、心身ともに健康な子どもを育てるための前向きな方法を見いだすとともに、男女平等観に立った家族・家庭の大切さや子どもの問題および教育に対する親の関心をさらに高める。		(目標指標) 延べ参加者数					
(事業概要) 親同士の交流を図りながら、子育てや家族・家庭の大切さ、男女の固定的な役割分担意識などについて考える機会を提供する。		現状(25年度実績) 77人	目標(31年度) 80人				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
6 放課後子ども教室推進事業（再掲）	子ども育成課	7 条					
（事業目標） 児童館運営委員会や児童育成クラブ等地域の方々の参画を得て、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育む。		（目標指標） 児童育成クラブの活動回数					
（事業概要） 児童館等において、児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の様々な資質を有する多くの方々の協力を得ながら、放課後の子どもたちに健全な遊びの場、様々な体験・交流・学習の機会、安全、安心な子どもの居場所を提供する。		現状(25年度実績) 2,637 回	目標(31年度) 2,772 回				
7 子ども会世話人の活動支援	子ども育成課	12 条					
（事業目標） 子ども会世話人を支援し、活発な子ども会活動を推進する。		（目標指標） 組織率					
（事業概要） 子ども会世話人の組織である「秋田市子ども会育成連絡協議会」の活動を支援し、子ども会相互の交流を促進するとともに、町内会をはじめとした地域団体等との連携により、様々な体験活動機会の創出に努める。		現状(25年度実績) 74.1%	目標(31年度) 80.0%				
8 子ども会活動の表彰	子ども育成課	6 条					
（事業目標） 子ども会活動への意識を高め、自発的活動を推進する。		（目標指標） 表彰団体等数					
（事業概要） 特に優れた活動をしている子ども会や子ども会世話人を表彰し、広く活動の奨励を図る。		現状(25年度実績) 4	目標(31年度) 9				
9 世代間交流事業	生涯学習室	12 条					
（事業目標） 高齢者との交流を通して、子どもの豊かな人間性と生きる力を育む。		（目標指標） 延べ参加者数					
（事業概要） 市民サービスセンター等において、子どもが高齢者との交流を通じ、心のふれあいや相互交流を深め豊かな人間性を育むとともに、地域の伝統芸能や風習を学び、昔話や高齢者の貴重な経験談を聞く機会を提供する。		現状(25年度実績) 1,597 人	目標(31年度) 1,600 人				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
10 老人保健福祉月間における小学生の取組	長寿福祉課	5, 6 条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 心豊かな社会、福祉のまちづくりを進めるため、高齢者について考える機会を提供する。		(目標指標) 作品応募数					
(事業概要) 小学生が、老人保健福祉月間にちなんだ敬老標語づくりを行うことで、子どもたちが長寿社会と自らが果たすべき役割について考えるための機会を設ける。 また、そのために、老人保健福祉月間啓発用リーフレットなどを市内の各小学校へ配布し、周知する。		現状(25年度実績) 3小学校から 68作品	目標(31年度) 3小学校から 60作品				
11 幼児スポーツ教室	スポーツ振興課	8 条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 多くの幼稚園、保育所等に参加を働きかけ、より多くの子どもたちが体を動かす楽しさを体験させる。		(目標指標) 参加施設数(幼稚園・保育所等)					
(事業概要) 就学前の幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、運動遊びを通して体を動かす楽しさを体験させる。		現状(25年度実績) 44施設	目標(31年度) 46施設				
12 総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成	スポーツ振興課	12 条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 既存のクラブの活動が地域で広まるように支援するとともに、1中学校区1クラブの設立に向けて、周知等に努める。		(目標指標) 総合型地域スポーツクラブ数					
(事業概要) 秋田県広域スポーツセンターとの連携により、総合型地域スポーツクラブの設立と既存クラブの育成を支援する。		現状(25年度実績) 14クラブ	目標(31年度) 23クラブ				
13 スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課	8 条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) スポーツ少年団の活動が子どもや保護者にとってより魅力的なものとなるよう働きかけ、多くの子どもがスポーツに親しめるよう支援する。		(目標指標) スポーツ少年団への加入率					
(事業概要) 種目別交流大会の開催や指導者の保険料の助成、ジュニア指導者養成セミナー等の開催により、スポーツ少年団活動を活性化する。		現状(25年度実績) 25.1%	目標(31年度) 26.0%				



事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
14 学校体育施設の開放事業	スポーツ振興課	12条					
<p>(事業目標) 効率的な利用を促進し、多くのスポーツ少年団が身近な学校体育施設を活用し、健康・体力づくりに取り組めるよう努める。</p>		<p>(目標指標) スポーツ少年団の年間利用者数</p>					
<p>(事業概要) 身近な学校体育施設を利用して市民の健康・体力の保持増進を図るため、市立小学校の体育館およびグラウンドを無料開放する。</p>		<p>現状(25年度実績) 399,502人</p>	<p>目標(31年度) 410,000人</p>				
15 民生委員・児童委員活動推進事業	福祉総務課地域福祉推進室	12条					
<p>(事業目標) 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を支援することにより、地域福祉の水準の維持・向上を図る。</p>		<p>(目標指標) 相談件数(子どもに関すること)</p>					
<p>(事業概要) 地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の指揮監督、推薦および指導訓練を行うとともに、民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生委員協議会および民生委員・児童委員の指導訓練に関する費用を負担する。</p>		<p>現状(25年度実績) 5,126件</p>	<p>目標(31年度) 5,151件</p>				

### 3 青少年健全育成活動の推進【施策3 - 3】

#### 現状と課題

本市では、青少年の健全育成に向け環境浄化活動や街頭巡回指導に取り組んでいます  
が、近年は、スマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイト  
等を通じた犯罪に子どもが巻き込まれることへの対策等も必要となっており、有害環  
境対策のさらなる推進が必要です。

#### 施策の方向性

子どもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域が一体となって対策を進  
めます。

#### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 情報モラル指導の充実	学校教育課	11条					
(事業目標) 各校に、発達段階に応じた情報モラル指導の資料を提供する。	(目標指標) 適切な資料の提供						
(事業概要) 各校が計画的に情報モラルの指導を行うために、指導実践例や発達段階に応じた授業資料を提供する。	現状(25年度実績) 適切な提供		目標(31年度) 適切な提供				
2 環境浄化活動	少年指導センター	9条					
(事業目標) 青少年に有害な図書、ビデオ等の販売調査など、少年指導委員および地域の関係機関との連携を行い環境浄化活動を推進する。	(目標指標) 巡視回数						
(事業概要) 青少年に有害な図書、ビデオ等の販売調査や情報収集を行い、関係機関・団体との連携を図りながら、環境浄化活動を行う。	現状(25年度実績) 61回		目標(31年度) 60回				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 街頭巡回指導	少年指導センター	9,11条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 青少年の規範の確立と健全育成のため、市民による地域ぐるみのサポート体制を確立する。		(目標指標) 巡回指導回数					
(事業概要) 少年非行の未然防止を図るため、少年指導委員が秋田駅周辺や千秋公園を定期的に巡回するほか、市内を9地区に分けて各地域の実情に応じた巡回を行う。また、少年非行に関する研修会の開催や、広報活動、各種キャンペーン活動のほか、中学校総合体育大会や土崎港曳山まつり、竿燈まつりをはじめとする各種イベント時には、特別巡回を行う。		現状(25年度実績) 109回	目標(31年度) 110回				
4 少年相談活動	少年指導センター	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 青少年が抱える問題や悩みの早期発見、早期解決を図る。		(目標指標) わかくさ相談電話件数					
(事業概要) 相談専用電話「わかくさ相談電話」を設置し、青少年に関わる様々な悩みや心配事に専任の相談員が応じるほか、面談も行う。		現状(25年度実績) 47件	目標(31年度) 50件				
5 青少年健全育成広報活動	少年指導センター	9条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 青少年健全育成に対する家庭や地域の取組を支援する。		(目標指標) 広報啓発回数					
(事業概要) 青少年健全育成に関する情報を提供するほか、少年指導センターの活動を紹介する。		現状(25年度実績) 1回	目標(31年度) 1回				
6 地区少年指導委員会活動	少年指導センター	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 少年指導委員の自主活動を推進し、地域の実情に即した活動を展開する。		(目標指標) 研修会の回数					
(事業概要) 市内を9地区に分けて少年指導委員会を組織し、少年指導委員の資質や指導技術の向上を図るための研修会を開催するほか、各地区の関係機関・団体との連携・協力体制を構築する。		現状(25年度実績) 11回	目標(31年度) 14回				

## 4 次代の親の育成【施策3 - 4】

### 現状と課題

本市においても人口減少が進む中、秋田市しあわせづくり市民意識調査では、少子化の要因で影響が大きいものとして、「非正規雇用など不安定な雇用環境や少ない収入」、「晩婚化の進行や婚姻数の減少」と回答する割合が高い結果となっています。次代の親となる高校生や若年者の経済的自立に向けた支援や、結婚を希望する若者がその願いを実現できるような取組が求められています。

### 施策の方向性

若年者の就職を支援するとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う若者の希望を実現するための環境整備を進めるなど、次代の親の育成に取り組みます。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 若年者就業支援事業	商工労働課	-					
(事業目標) 企業が求める人材を育成し、高水準の就職率を達成する。	(目標指標) 高校生就職率						
(事業概要) 就職を希望する高校生を対象に、職業観の醸成や早期離職の抑制を目的とした就職支援講座を実施し、希望する仕事への就職を支援する。	現状(25年度実績) 99.5%		目標(31年度) 99.9%				
2 若年者正規雇用促進事業	商工労働課	-					
(事業目標) 若年の非正規雇用者を正規雇用へ転換する動きを推進し、若年の所得を増加させ、安定した生活を営むことができるようにする。	(目標指標) 正規雇用転換者数						
(事業概要) 若年者の生活安定や地元定着を図るため、若年の非正規雇用者を正規雇用へ転換した企業へ補助する。また、若年者が就職や正規雇用転換のために資格を取得した際の費用を補助する。	現状(25年度実績) -		目標(31年度) 20人				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援	子ども総務課	-	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 若者の結婚に対する希望が実現されるよう支援する。	(目標指標) あきた結婚支援センター登録会員数(秋田市民)						
(事業概要) あきた結婚支援センターの活動と連携した取組により、若者の結婚に対する希望が実現されるよう支援を行う。	現状(25年度実績) 749人	目標(31年度) 950人					
4 男女共生意識の啓発	市民協働・地域分権推進課	4,10条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) あらゆる年代へ男女共生意識の浸透を図る。	(目標指標) 秋田市女性公職参画率 女性委員のいない審議会の数						
(事業概要) フォーラムや研修会、出張講座、広報誌を通じて市民への情報提供や啓発活動を行う。 「男女共生社会への市民行動計画」の推進を行うほか、男女共生研修会の開催により、男女共生視点を持った職員を育成する。 女性の人材養成を行うとともに、女性人材リストを作成し、全庁的に活用することで、女性の登用を促進する。	現状(25年度実績) 32.7% 18	目標(31年度) 50% 0					
5 父親の育児参加の啓発	子ども未来センター	10条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図る。	(目標指標) 情報提供回数						
(事業概要) 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの情報発信を行う。	現状(25年度実績) 6回	目標(31年度) 6回					
6 両親学級(再掲)	子ども健康課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 子どもを生み育てる心を育み、子育てを男女が共同して行うことができるよう妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図る。	(目標指標) (事業アンケート) 講座の平均理解度						
(事業概要) 妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。	現状(25年度実績) 93.5%	目標(31年度) 100%					



## 第4章 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本目標 4

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進【施策4 - 1】

##### 現状と課題

秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」として、「自分が病気・けがをしたときや、子どもが急に病気になったとき代わりに面倒を見る人がいない(49.9%)」、「急な残業が入ってしまう(37.4%)」、「子どもと接する時間が少ない(34.5%)」と回答する割合が高く、仕事と子育ての調和がうまくとれていない実態が窺えます。

また、同調査では、ワーク・ライフ・バランスの認知度は、「名前も内容も知っている」が18.2%、「名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない」が19.3%、「名前も内容も知らない」が61.0%とまだまだ意識が低い結果となっており、企業等への働きかけと同時に、市民へ向けてのさらなる啓発も必要です。

##### 施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発と、ワーク・ライフ・バランスを実現している企業の社会的評価等の取組を推進します。

##### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 ワーク・ライフ・バランスに関する 広報・啓発	子ども総務課	10,12,13条					
(事業目標) ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深める機会を増やす。	(目標指標) (ニーズ調査) 認知度「名前も内容も知っている」 努力度「努力している」						
(事業概要) 市民に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進する。	現状(25年度実績)		目標(31年度)				
	16.1%		50.0%				
	58.2%		80.0%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
2 育児休業制度等の周知および啓発	商工労働課	13条					
(事業目標) すべての事業所で育児休業制度を規定するよう、周知・啓発に努める。	(目標指標) (秋田市労働実態調査) 育児休業制度規定事業所率						
(事業概要) 各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行い、制度の規定促進と利用しやすい職場環境を醸成する。	現状(25年度実績) -	目標(31年度) 86.0%					
3 積極的に取り組む企業の社会的評価	子ども総務課	13条					
(事業目標) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業を積極的に評価する。	(目標指標) 入札参加者資格審査における主観点の加 点						
(事業概要) 入札参加者資格審査における優遇措置など、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業の社会的評価を促進する。	現状(25年度実績) 申請に応じて加 点	目標(31年度) 申請に応じて加 点					
4 男女共生意識の啓発(再掲)	市民協働・地域分権推進課	4,10条					
(事業目標) あらゆる年代へ男女共生意識の浸透を図る。	(目標指標) 秋田市女性公職参画率 女性委員のいない審議会の数						
(事業概要) フォーラムや研修会、出張講座、広報誌を通じて市民への情報提供や啓発活動を行う。 「男女共生社会への市民行動計画」の推進を行うほか、男女共生研修会の開催により、男女共生視点を持った職員を育成する。 女性の人材養成を行うとともに、女性人材リストを作成し、全庁的に活用することで、女性の登用を促進する。	現状(25年度実績) 32.7% 18	目標(31年度) 50% 0					



## 2 社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進【施策4 - 2】

## 現状と課題

秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに関する不安感や負担感」について、「非常に感じる」が15.0%、「ときどき感じる」が63.3%となっており、平成20年度の前回調査からは微減(「非常に感じる」15.0%、「ときどき感じる」60.6%)となつてはいるものの、まだまだ高い割合となっています。

核家族化の進展や共働き世帯の増加等に伴い、当事者と家族のだけで子育てするのは困難な状況になっており、地域社会全体で子育てを支援していくための取組を充実させ、子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図っていく必要があります。

## 施策の方向性

社会全体で子育て家庭を応援する機運を高め、子育て家庭の孤立感の解消に努めます。

## 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 子育てにやさしい施設の認定	子ども総務課	12条					
(事業目標) 子育てを社会全体で支える機運を盛り上げ、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげる。	(目標指標) 子育てにやさしい施設認定施設数						
(事業概要) 子育て家庭の利用に配慮された施設を「秋田市子育てにやさしい施設」として認定する。	現状(25年度実績) 112施設		目標(31年度) 120施設				
2 地域保健・福祉活動推進事業	福祉総務課 地域福祉推進室	12条					
(事業目標) 児童等に対する保健・福祉・医療活動を行う民間団体の活動の活発化を図る。	(目標指標) 補助完了後の継続事業数 (児童等に関する事業)						
(事業概要) 民間団体が実施する在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援するため、補助金(期間:最長3年間)を交付する。	現状(25年度実績) 1事業		目標(31年度) 2事業				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 地域子育て支援ネットワーク事業 (再掲)	子ども未来センター	12条					
(事業目標) 身近な地域のネットワークのサポートにより、孤立することなく心豊かに子育てができるよう地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による継続的な子育て支援活動を実施する。	(目標指標) 地域主導で事業を推進している地域数						
(事業概要) 地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする連絡会議を開催しネットワークを構築するとともに、支援者研修会等子育て支援事業を協働して実施する。	現状(25年度実績) 5地域	目標(31年度) 7地域					
4 在宅子育てサポート事業(再掲) (お出かけプラン)	子ども育成課	12条					
(事業目標) 市民との協働による子育て支援を行う機会を提供することにより、子育て支援に参加する市民活動団体の活発化を図る。	(目標指標) 委託先NPO法人数						
(事業概要) 「在宅子育てサポート事業」の「わんぱくキッズのお出かけプラン」において、市から委託されたNPO法人が親子参加型の日帰り遠足を企画、実施する。	現状(25年度実績) 4団体	目標(31年度) 4団体					

## 第5章 安全・安心な生活環境の整備

### 基本目標 5

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

#### 1 子どもの安全確保【施策5 - 1】

##### 現状と課題

子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域住民・学校・家庭・関係機関等が連携を強化しながら、引き続き、安全確保対策に努めていくことが必要です。

##### 施策の方向性

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域・学校・関係機関等との連携を強化しながら対策を進めます。

##### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 まちあかり・ふれあい推進事業	生活総務課	12条					
(事業目標) 地域に根ざした住民自治活動が促進されるよう支援する。また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図る。		(目標指標) 自治活動助成件数 電気料助成件数 防犯灯設置件数					
(事業概要) 地域自治活動への助成および町内会で管理する防犯灯の電気料等に要する経費の一部を助成する。また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図るため、町内会からの防犯灯設置申請に基づき、市が経費を負担し設置する。		現状(25年度実績) 1,004件 996件 29,072件	目標(31年度) 1,004件 996件 30,272件				
2 防犯活動の推進	生活総務課	9,12条					
(事業目標) 安全で安心な地域社会を実現するため、防犯活動の普及・啓発に努める。		(目標指標) 支援団体数					
(事業概要) 防犯活動を行う市民主体の組織、団体の活動を支援する。		現状(25年度実績) 3団体	目標(31年度) 3団体				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 秋田市立小学校警備事業	学事課	9条					
(事業目標) 学校内における不審者等による犯罪の未然防止を図る。		(目標指標) 全市立小学校への警備員の配置					
(事業概要) 市立小学校に警備員を各校1名配置し、各学校の実情に応じ、不審物、不審者等の対応を行う。		現状(25年度実績) 全市立小学校	目標(31年度) 全市立小学校				
4 秋田っ子まもるメールの配信	学事課	9条					
(事業目標) 不審者等の情報共有により、児童の犯罪被害の未然防止を図る。		(目標指標) メール配信のための登録者数					
(事業概要) 不審者に関する情報などを携帯電話や、パソコンにEメールで配信する。		現状(25年度実績) 19,114人	目標(31年度) 20,000人				
5 スクールガード養成講習会の実施	学事課	9条					
(事業目標) 通学路における地域ぐるみでの児童生徒の安全を確保する意識の向上を図る。		(目標指標) 参加者数					
(事業概要) 市内3警察署の管内ごとにスクールガード養成講習会を実施する。		現状(25年度実績) 186人	目標(31年度) 200人				
6 通学時における安全確保と適切な指導	学事課	9条					
(事業目標) 通学路における地域ぐるみでの児童の安全の確保を推進する。		(目標指標) 安全対策委員会の人数					
(事業概要) 学校、PTA、地域の町内会、老人クラブなどで構成される安全対策委員会のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進める。		現状(25年度実績) 8,152人	目標(31年度) 8,600人				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
7 被害を受けた子どもへの対応	学校教育課	11条					
(事業目標) 校内教育相談体制を確立するとともに、事故発生時における対応マニュアルに基づいた迅速かつ組織的な対応により、被害を受けた児童生徒の心のケアに努める。		(目標指標) 学校における事故発生時の対応マニュアルの整備・更新					
(事業概要) 各校が、養護教諭を含めた校内教育相談体制を確立するとともに、緊急時の対応マニュアルを策定し、これに基づいて適切に対応・支援を行う。また、必要に応じて、臨床心理士等の専門家と連携して支援する。		現状(25年度実績) 100%	目標(31年度) 100%				
8 各種防災訓練の拡充	防災安全対策課	9条					
(事業目標) 防災意識と防災技術の高揚に努める。		(目標指標) 放課後児童クラブ等における防災学習会の開催回数					
(事業概要) 「県民防災の日」および「県民防災意識高揚強調週間」にちなみ教育機関に各種防災訓練の実施を呼びかける。地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図る。		現状(25年度実績) 9回	目標(31年度) 20回				
9 交通安全教育事業	交通政策課	9条					
(事業目標) 交通安全教育を推進することにより、交通マナー・モラルの向上に努め、ひいては交通事故の減少を図る。		(目標指標) 交通安全教室実施施設数					
(事業概要) 幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施するとともに交通安全指導者の指導力向上を図る。		現状(25年度実績) 98施設	目標(31年度) 100施設				
10 交通安全普及・啓発事業	交通政策課	9条					
(事業目標) 子どもを交通事故から守るため交通事故防止および交通安全確保を図る。		(目標指標) 子どもの交通事故死傷者数					
(事業概要) 季別毎の交通安全運動期間中のほか交通安全に関する広報・啓発活動を実施する。		現状(25年度実績) 58人	目標(31年度) 48人				

## 2 子育てを支援する生活環境の整備【施策5 - 2】

### 現状と課題

妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。

「秋田市住生活基本計画」に基づき、子育て世帯が子育てに適した良質な住宅を確保できるよう、老朽化した市営住宅の建て替えにあたって子育てに適したタイプの住宅を検討するとともに、居住の安定を図るため、子育て世帯の優先入居を進める必要があります。

授乳室やおむつ替えの場など、親子が安心して利用できる設備を整備している「秋田市子育てにやさしい施設」をさらに増やしていく必要があります。

### 施策の方向性

歩道等の道路交通環境の整備や子育て世帯の居住の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備に取り組みます。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 人にやさしい歩道づくり事業	道路建設課	9条					
(概要) 安全で快適な歩行者空間の整備に努め、移動環境の向上を図る。	(目標指標) 歩道整備延長						
(目標) 妊産婦、子どもその他の歩行者を含む全ての人々が安全かつ円滑な通行を確保するには、通行の支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造とする必要があるため、歩道の新設や既設歩道の改善等を行う。	現状(25年度実績) 11,460m (累計)		目標(31年度) 4,620m (累計)				
2 公園のバリアフリー化	公園課	9条					
(事業目標) 都市公園のバリアフリー化を進める。	(目標指標) 園路・広場のバリアフリー化						
(事業概要) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を受けて、国による補助制度を活用し、市内公園のバリアフリー化を進める。	現状(25年度実績) 109箇所 (累計)		目標(31年度) 125箇所 (累計)				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 公園遊具施設長寿命化等整備事業	公園課	9条					
(事業目標) 老朽化した遊具の更新及び予防修繕を実施する。	(目標指標) 遊具更新・予防修繕基数						
(事業概要) 公園利用者の安全確保を図るため、老朽化した遊具の更新及び予防修繕を進める。	現状(25年度実績) 遊具 287基 予防 302基 (累計)	目標(31年度) 遊具 213基 予防 295基 (累計)					
4 土崎駅、新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺地区のバリアフリー化	都市計画課	9条					
(事業目標) 誰もが安全かつ安心して生活することができる環境づくりをめざし、バリアフリー化を推進する。	(目標指標) 公共施設等のバリアフリー化の推進						
(事業概要) 「秋田市バリアフリー基本構想」における重点整備地区である新屋駅、市立病院・山王官公庁周辺のバリアフリー化を推進する。	現状(25年度実績) 重点整備地区 3地区	目標(31年度) 重点整備地区 3地区					
5 既設市営住宅建替事業	住宅整備課	9条					
(事業目標) 秋田市住生活基本計画に基づき、改修または建替を行わなければならない団地の整備手法を検討し、安全性と質の向上を図る。	(目標指標) 既設市営住宅の建替整備戸数						
(事業概要) 老朽化した市営住宅の建替えにあたって、高齢化や少子化に対応した多様な世帯を考慮した様々なタイプの住宅の供給を行う。	現状(25年度実績) 260戸 (累計)	目標(31年度) 300戸 (累計)					
6 市営住宅優先入居制度	住宅整備課	9条					
(事業目標) 多子世帯に対する抽選倍率の優遇や、子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置などの制度を導入する。	(目標指標) 子育て世帯向け住戸の整備戸数						
(事業概要) 市営住宅への入居にあたり、子育て世帯が入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。	現状(25年度実績) 30戸 (累計)	目標(31年度) 35戸 (累計)					
7 子育てにやさしい施設の認定(再掲)	子ども総務課	12条					
(事業目標) 子育てを社会全体で支える機運を盛り上げ、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげる。	(目標指標) 子育てにやさしい施設認定施設数						
(事業概要) 子育て家庭の利用に配慮された施設を「秋田市子育てにやさしい施設」として認定する。	現状(25年度実績) 112施設	目標(31年度) 120施設					





## 第6章 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援

### 基本目標6

児童虐待への対応や障がいのある子どもへの支援など、子ども・若者とその家庭に対するきめ細かな取組を推進します。また、各種手当や医療費助成等による経済的支援の充実にも努めます。

#### 1 児童虐待防止対策の充実【施策6 - 1】

##### 現状と課題

本市における児童虐待相談受付件数は、近年は100件前後で推移しています。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、引き続き、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。

児童虐待防止対策にあたっては、関係機関相互の連携に加えて、市民一人ひとりの高い意識も不可欠です。引き続き、市民への啓発活動を図りながら、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目のない対策を推進していくことが求められています。

##### 施策の方向性

福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

##### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）	子ども未来センター	9条					
（事業目標） 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の推進を図る。	（目標指標） 個別ケース検討会議開催回数						
（事業概要） 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を整備する。	現状(25年度実績) 11回		目標(31年度) 15回				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
2 児童家庭相談	子ども未来センター	9条					
(事業目標) 家庭における適正な児童養育の推進を図るため、児童家庭相談窓口の周知に努め、適切に対応する。		(目標指標) 相談件数					
(事業概要) 子どもおよびその家庭の相談に応じ、保護者も含めた支援により子どもの福祉の向上を図る。また、児童虐待の早期発見、早期対応等、適切な援助を実施する。		現状(25年度実績) 4,199件	目標(31年度) 4,400件				
3 養育支援訪問事業(再掲)	子ども未来センター	9条					
(事業目標) 関係機関が連携して養育支援が必要な家庭を早期発見し、各家庭の養育状況に応じた具体的な助言・指導等早期に対応することにより、児童虐待の未然防止を図る。		(目標指標) 訪問人数					
(事業概要) 育児に関して不安や孤立感を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導、助言等を行う。		現状(25年度実績) 11人	目標(31年度) 15人				
4 乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	子ども健康課	8,9条					
(事業目標) 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		(目標指標) 対象者数					
(事業概要) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。		現状(25年度実績) 2,237人	目標(31年度) 1,770人				

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策6 - 2】

### 現状と課題

ひとり親家庭の子どもの健全育成を図るため、個々の家庭の状況に応じて、就業支援や経済的支援などの総合的な自立支援が求められています。

### 施策の方向性

ひとり親家庭に対して、就業支援や経済的支援などを柱とする総合的な自立支援策を推進します。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 ひとり親家庭自立支援事業	子ども総務課	8条					
(事業目標) ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するための総合的な自立支援策を行い、ひとり親家庭の自立促進を図る。		(目標指標) 就業支援講習会受講者数 自立支援教育訓練給付金受給者数 高等職業訓練促進給付金受給者数					
(事業概要) 就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施する。		現状(25年度実績) 48人 4人 8人	目標(31年度) 48人 4人 8人				
2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども総務課	8条					
(事業目標) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上を図る。		(目標指標) 貸付件数					
(事業概要) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。		現状(25年度実績) 53件	目標(31年度) 53件				
3 児童扶養手当支給事業	子ども総務課	8条					
(事業目標) 母子、父子家庭の経済的自立を支援する。		(目標指標) 申請に基づき支給					
(事業概要) 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の向上を図る。		現状(25年度実績) 申請に基づき支給 (2,993人)	目標(31年度) 申請に基づき支給				

### 3 障がい児等に対する支援の充実【施策6 - 3】

#### 現状と課題

本市では、「第4次秋田市障がい者プラン」等に基づき、基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」に向け、各種支援策を展開しています。障がい児等が身近な地域で安心して生活できるよう、引き続き、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に努めていく必要があります。

#### 施策の方向性

障がい児等が、身近な地域で安心して生活できるよう支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、教育・保育施設等での受入れ体制の整備を図ります。

#### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 障がい児通所支援	障がい福祉課	7, 8条					
(事業目標) 支援を必要としている障がい児が迅速に障害児通所支援事業所を利用できるように努める。		(目標指標) 利用希望者に対するサービス提供率					
(事業概要) 平成24年4月の児童福祉法の改正により、市町村が主体となって、障がいのある児童が、児童発達支援事業所等に通所し、日常生活における食事、衣服の着替え、整理整頓など基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行っている障害児通所支援事業所に対して、その支援に要する費用を支弁する。		現状(25年度実績) 100%	目標(31年度) 100%				
2 日中一時支援事業 (放課後支援型・短期入所型)	障がい福祉課	7条					
(事業目標) 利用希望者全員が安全にかつ速やかに利用できるように努める。		(目標指標) 利用希望申請に対する可否決定率					
(事業概要) 障がいのある小中高生が特別支援学校下校後および夏休み等長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の負担を軽減し就労しやすくするため、放課後支援型の日中一時支援室(通称)を設置する。 また、保護者等が介護疲れなど一時的な理由で介護できない場合、施設などで一時的に預かり支援を行う。(短期入所型)		現状(25年度実績) 100%	目標(31年度) 100%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供	障がい福祉課	7, 8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 支援を必要としている障がい児に対して適切かつ迅速に障害福祉サービスを提供する。		(目標指標) 利用申請に対する提供率					
(事業概要) 障がいのある児童が利用している障害福祉サービスは、在宅で介護している保護者等が疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ短期間入所させる短期入所が主であり、入浴、排泄および食事の介護その他の必要な支援を行う施設等に対して、その支援に要する費用を支弁する。		現状(25年度実績) 100%				目標(31年度) 100%	
4 各種サービスの情報提供	障がい福祉課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 「障がい者のためのくらしのしおり」やホームページなどをより使いやすくし、情報を入手しやすくする。		(目標指標) サービス情報提供不足に関するクレーム、要望数					
(事業概要) 支援を必要とする障がい児および保護者が、必要な各種福祉サービスの情報を容易に得られるようにするため、各種障害福祉サービスの情報を掲載した「障がい者のためのくらしのしおり」を作成し、市役所や市民サービスセンター等の公共施設に設置するとともに市ホームページへ掲載する。		現状(25年度実績) 0件				目標(31年度) 0件	
5 障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 療育に関する相談ができずに悩んでいる人を減らす。		(目標指標) 障がい児の療育に係る相談に対する対応率					
(事業概要) 在宅の知的障がい児の療育に関する相談に対応するため、指定相談支援事業所等の相談窓口を設置する。		現状(25年度実績) 100%				目標(31年度) 100%	
6 公立保育所障がい児保育事業	子ども育成課	7条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 障がいの程度に関わらず、児童一人ひとりの状況等を把握し、保育を実施するほか、保護者に対しても支援を行う。		(目標指標) 受入児童数					
(事業概要) 公立保育所において障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、必要な保育士を配置する。		現状(25年度実績) 26人				目標(31年度) 14人	

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
7 私立保育所等障がい児保育事業	子ども育成課	7条					
(事業目標) 保育を希望する全ての就学前児童が、障がいの有無にかかわらず、保育を受けることができる環境の整備を図る。	(目標指標) 受入施設数						
(事業概要) 私立保育所等において障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、必要な保育士を配置するための補助金を交付する。	現状(25年度実績) 24施設	目標(31年度) 42施設					
8 保育士サポート研修	子ども育成課	7条					
(事業目標) 障がい児のみならず、「気になる子」およびその保護者に対する個別の支援を実施できるよう保育士の資質向上を図る。	(目標指標) 開催回数						
(事業概要) 関係機関との連携のもとに、公立・私立保育所の保育士を対象として、障がい児の保育等個別ケースについて研究、講演会、施設見学、協議などの研修を行う。	現状(25年度実績) 8回	目標(31年度) 6回					
9 放課後児童健全育成事業(再掲)	子ども育成課	7,8条					
(事業目標) 障がい児の受入れ体制を整備、促進する。	(目標指標) 障がい児受入クラブ数						
(事業概要) 放課後児童クラブのうち、特別支援学級在籍児童等を受け入れているクラブに対し、委託料の運営基本額に障がい児受入れに要する経費の一部を加算し、障がい児の受入れを促進する。	現状(25年度実績) 12クラブ	目標(31年度) 39クラブ					
10 小・中学校就学奨励事業	学事課	11条					
(事業目標) 就学困難な児童生徒の保護者へ必要な援助を行うことにより、すべての学齢児童生徒に対し義務教育を保障する。	(目標指標) 申請に基づき支給						
(事業概要) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒(特別支援学級に通学する児童生徒含む)の保護者に対し、必要な援助を行う。	現状(25年度実績) 申請に基づき支給 (3,604人)	目標(31年度) 申請に基づき支給					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
11 小・中学校特別支援学級新設経費	学事課	11条					
<p>(事業目標) 新設される特別支援学級に必要な備品を購入することで、児童生徒の障がいに適応した教育を行う。</p>		<p>(目標指標) 新設される特別支援学級に基づく備品購入率</p>					
<p>(事業概要) 新設される特別支援学級において、児童生徒の障がいに適応した教育を行うために必要な備品を購入する。</p>		<p>現状(25年度実績) 100%</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				
12 特別支援教育推進事業	学校教育課	11条					
<p>(事業目標) 特別な支援を必要とする児童生徒の一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。</p>		<p>(目標指標) 学校行事等支援サポーター数 学級生活支援サポーター数 日本語指導支援サポーター数</p>					
<p>(事業概要) 障がいのある児童生徒が学校行事や校外学習に参加する際に「学校行事等支援サポーター」を、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に「学級生活支援サポーター」を、国籍を問わず日本語の理解が十分でない児童生徒に「日本語指導支援サポーター」を派遣する。</p>		<p>現状(25年度実績) 延べ185人 延べ121人 延べ18人</p>	<p>目標(31年度) 延べ190人 延べ130人 延べ20人</p>				
13 すこやか障がい児療育支援事業	障がい福祉課	8条					
<p>(事業目標) 利用する児童が児童発達支援事業所を利用しやすくするため、利用申請に対して遅滞なく助成の可否を決定する。</p>		<p>(目標指標) 助成申請に対する可否決定率</p>					
<p>(事業概要) 障がい児家庭の経済的負担を軽減するため、障がいのある未就学児が、児童発達支援事業所を利用した際の利用者負担額に対し、1/2を限度として助成する。</p>		<p>現状(25年度実績) 100%</p>	<p>目標(31年度) 100%</p>				

## 4 社会参加に困難を有する子ども・若者への支援【施策6 - 4】

### 現状と課題

子どもを取り巻く環境が変化している中、学校不適応等により不登校になっている児童生徒に対する支援の充実が必要です。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増えてきており、就業と自立に向けた総合的な支援を展開していくためのネットワークづくりが求められています。

### 施策の方向性

関係機関との連携のもと、不登校や引きこもりなど社会参加に困難を有する子ども・若者の自立支援に取り組みます。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
1 適応指導センター 「すくうる・みらい」運営事業	学校教育課	11条					
(事業目標) 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。	(目標指標) 不登校児童生徒への適切な支援 適応指導教室 フレッシュフレンド派遣						
(事業概要) 適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒およびその保護者に対する支援を行う。	現状(25年度実績) 適切な環境整備 適切な派遣	目標(31年度) 適切な環境整備 適切な派遣					
2 若者自立支援事業	子ども総務課	11条					
(事業目標) 就労や社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による自立支援を促進する。	(目標指標) 職業体験提供事業所数(新規)						
(事業概要) 県の「地域若者サポートステーション事業」と連携し、社会参加に困難を有する若者に職業体験を提供する事業所を開拓する。	現状(25年度実績) -	目標(31年度) 10事業所					



## 5 子育てに係る経済的支援の充実【施策6 - 5】

### 現状と課題

秋田市しあわせづくり市民意識調査 では、少子化の要因として影響が大きいものとして、「子育て費用や教育費などの経済的負担」と回答する割合が全体で3番目に高い結果となっています。

秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が35.2%で、平成20年度の前回調査に比べて13.6ポイント下がったものの、依然として高い割合となっており、引き続き、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

児童手当等の各種手当や医療費の助成など、経済的支援の充実に努めます。

特に子育てに係る経済的負担が大きい多子世帯を対象に、保育料負担の軽減を初めとする支援の拡充に努めていきます。

### 取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 乳幼児・小学生の医療費助成	子ども総務課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 対象となる乳幼児および小学生に係る医療費に対し、もれなく適正かつ迅速に助成する。		(目標指標) 申請に基づき支給					
(事業概要) 医療費の心配をあまりせずに子どもに必要な医療が受けられるようにするため、乳幼児および小学生に係る医療費の自己負担分を助成する。		現状(25年度実績) 申請に基づき支給 (22,009人)	目標(31年度) 申請に基づき支給				
2 特定不妊治療費助成事業	子ども健康課	8条	H27	H28	H29	H30	H31
(事業目標) 費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。		(目標指標) 助成者数					
(事業概要) 特定不妊治療に要した費用を助成する。		現状(25年度実績) 申請に基づき給付 (延べ436人)	目標(31年度) 申請に基づき給付				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (再掲)	子ども総務課	8条					
(事業目標) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上を図る。		(目標指標) 貸付件数					
(事業概要) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。		現状(25年度実績) 53件	目標(31年度) 53件				
4 児童扶養手当支給事業(再掲)	子ども総務課	8条					
(事業目標) 母子、父子家庭の経済的自立を支援する。		(目標指標) 申請に基づき支給					
(事業概要) 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の向上を図る。		現状(25年度実績) 申請に基づき支給 (2,993人)	目標(31年度) 申請に基づき支給				
5 認定等保育施設保育料助成事業	子ども育成課	7条					
(事業目標) 認定保育施設および認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料の階層ごとに応じて助成し、子育て費用の負担軽減を図る。		(目標指標) 適正な補助					
(事業概要) 認定保育施設・認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料階層に応じて助成する。		現状(25年度実績) 適正な補助	目標(31年度) 適正な補助				
6 すこやか子育て支援事業	子ども育成課	7条					
(事業目標) 子育て家庭の家計負担の実態に即した保育料の助成のあり方を検討する。		(目標指標) (ニーズ調査) 保育料の設定に満足している割合					
(事業概要) 保育所、へき地保育所および認可外保育施設に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限内の場合に保育料を助成する。		現状(25年度実績) 52.4%	目標(31年度) 65.0%				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
7 幼稚園就園奨励事業	子ども育成課	11条					
<p>(事業目標) 希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、引き続き保護者の経済的負担を軽減することで、幼稚園就園率(満3歳児～5歳児のうち幼稚園入園児の割合)の向上を目指す。</p>		<p>(目標指標) 適正な補助</p>					
<p>(事業概要) 保護者の負担軽減のため、園児の属する世帯の所得状況に応じて入園料および保育料を補助する。(国の補助制度による「幼稚園就園奨励費補助金」) 生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、所得制限を設け、幼稚園の就園に伴う経費に対して補助する。(県の補助制度による「すこやか子育て支援事業費補助金」)</p>		<p>現状(25年度実績) 適正な補助</p>	<p>目標(31年度) 適正な補助</p>				
8 幼稚園預かり保育料助成事業	子ども育成課	11条					
<p>(事業目標) 働きながら預かり保育を利用して幼稚園に通わせる保護者の経済的負担を軽減することにより子育てを支援するとともに、幼稚園への就園を奨励し、幼稚園教育の振興を図る。</p>		<p>(目標指標) 適正な補助</p>					
<p>(事業概要) 幼稚園の預かり保育を利用する幼児に対し、すこやか子育て支援事業と同様の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p>		<p>現状(25年度実績) 適正な補助</p>	<p>目標(31年度) 適正な補助</p>				
9 修学一時資金緊急支援金交付事業	福祉総務課	-					
<p>(事業目標) 進学等に伴う経済的負担の軽減を図り、進学を支援する。</p>		<p>(目標指標) 支援金交付者数</p>					
<p>(事業概要) 秋田市に居住する者又はその子弟が大学等に入学する際に、県社会福祉協議会の生活福祉資金就学支度費又は母子父子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を利用している世帯へ、10万円を上限として、給付を行う。</p>		<p>現状(25年度実績) 19人</p>	<p>目標(31年度) 20人</p>				

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
			H27	H28	H29	H30	H31
10 ファミリー・サポート・センター 利用料助成事業	子ども未来センター	8条					
(事業目標) ファミリー・サポート・センター利用者の経済的負担を軽減することにより、働きながらより安心して子育てができるよう支援する。		(目標指標) 助成金申請率(申請件数/助成対象件数)					
(事業概要) ファミリー・サポート・センター利用料の半額を助成する。		現状(25年度実績) 85.0%	目標(31年度) 90.0%				
11 児童手当支給事業	子ども総務課	8条					
(事業目標) 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。		(目標指標) 認定請求に基づき支給					
(事業概要) 児童を養育するものに対して手当を支給する。		現状(25年度実績) 認定請求に基づき 支給(21,894人)	目標(31年度) 認定請求に基づき 支給				